

議員全員協議会会議録

(令和4年2月16日)

愛南町議会

愛南町議会議員全員協議会会議録

本日の会議 令和4年2月16日(水)
招集場所 大会議室

出席議員

議長	原田達也	副議長	佐々木史仁
議員	尾崎恵一	議員	嘉喜山茂
議員	池田栄次	議員	吉田茂生
議員	少林法子	議員	石川秀夫
議員	金繁典子	議員	鷹野正志
議員	中野光博	議員	山下正敏
議員	那須芳人	議員	吉村直城

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	本多幸雄	局長補佐	小松一恵
--------	------	------	------

説明のため出席した者

町長	清水雅文		
副町長	木原荘二		
教育長	児島秀之		
(総務課)			
課長	浅海宏貴	課長補佐	松本仁志
係長	岡下崇		
(企画財政課)			
課長	立花慶司	課長補佐	山口秀一
主査	橋本茂喜		
(商工観光課)			
課長	兵頭重徳	課長補佐	大森安洋
(保健福祉課)			
課長	幸田栄子	課長補佐	荒地ミドリ
課長補佐	清家康弘	係長	藤本光代
(農林課)			
課長	吉村克己	主査	山本裕二

(農業支援センター)

課長補佐 岸 本 貴 士
(建設課)

課長 濱 哲 也
(防災対策課)

課長 守 口 庸 夫
(環境衛生課)

課長 山 本 正 文
(水道課)

課長 池 田 洋 輔
(消防本部)

消防長 中 平 英 治
(消防本部・消防本部庶務課)

課長補佐 尾 上 雅 巳
(学校教育課)

課長 岩 井 正 一
(一本松支所)

支所長 尾 崎 弘 典

課長補佐 楠 葉 哲 也

課長補佐 谷 岡 誠 司

課長補佐 本 多 拓 哉

係長 桑 山 義 央

課長補佐 桑 原 真 也

課長補佐 中 松 勝 二

本日の議員全員協議会に付した案件

【執行部報告】

- (1) 愛南町観光振興等イベント補助事業について
- (2) 新型コロナウイルスワクチン接種事業について
- (3) 長崎保育所の利活用について
- (4) 子どもの居場所づくりについて
- (5) 愛南町青果市場の運営負担金について
- (6) 柑橘加工品の委託製造による販路開拓について
- (7) 町道檜月竹倉線の道路改良事業について
- (8) 愛南町小山地区における太陽光発電事業の不許可処分に伴う補償交渉について
- (9) 愛南町水道事業経営戦略の策定について
- (10) 消防本部救助工作車更新について
- (11) 消防団員条例の改正(処遇改善)について
- (12) 第3次愛南町総合計画について
- (13) 愛南町公共施設等総合管理計画の改訂について
- (14) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について
- (15) 旧赤水小学校解体について
- (16) 旧城辺幼稚園解体について

【執行部協議】

(1) 一本松支所庁舎整備における協議について

【議会協議】

(1) 議会におけるコロナ対策について

(2) 議会活性化特別委員会における研修について

(3) その他

①議会報告会開催要望について

②3月定例会について

③令和4年度当初予算について（議会費）

④その他

開 会 9時00分

閉 会 12時17分

○佐々木副議長 皆さん、おはようございます。ただいまより、令和4年度第1回議員全員協議会を開催いたします。

まず初めに議長、挨拶をお願いいたします。

○原田議長 皆さん、おはようございます。今日は、令和4年第1回目の議員全員協議会開催ということで、御案内をいたしましたところ、全員の御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。新型コロナウイルス、依然として猛威を振るっております。落ち着くどころかますますひどくなっているといった状態で、本町からも感染者も出ております。今後、皆様方におかれましては、より一層の感染防止対策に努めていただきますように、よろしくお願いをいたします。

さて、来月8日から3月議会が始まります。それに伴いまして、今日は執行部より報告がございます。次第を見ていただいたら分かりますように、かなり多くの数、今日は報告がございます。なるべく午前中に終わらせたいと思いますので、スムーズな進行に御協力をよろしくお願いいたします。

度々言っとるんですが、質疑等はなるべく簡潔をお願いいたします。

以上で挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○佐々木副議長 ありがとうございます。

続きまして、町長挨拶、をお願いいたします。

○清水町長 皆さん、おはようございます。令和4年第1回議員全員協議会の開催を依頼いたしましたところ、原田議長には招集をいただき、議員の皆さんにおかれましては、全員の御出席をいただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症は、県内では先月の12日よりオミクロン株感染拡大特別警戒期間が発令され、連日100人を超える状況が続いております。そのような中で、皆様には既にお知らせのとおり、先週10日、本町職員2名の陽性が確認をされました。感染した職員はじめ全ての職員が勤務中のマスク着用などの感染防止対策を徹底してはおりますが、今後はより一層意識を高め、感染防止対策に取り組んでまいりたいと思っております。

また、町内でも1月以降の感染者数の累計が32名を記録するなど感染が急拡大しており、予断を許さない状況となっております。町民の皆様には、これまで以上の感染防止対策の徹底を改めてをお願いいたします。ともに、今後の感染拡大に備えるために、医療提供体制の確保に努め、3回目のワクチン接種を安全かつ迅速に進めてまいりたいと考えております。また、コロナ禍で大きな影響を受けました町民や、また事業者に対するきめ細やかな支援の実施を展開したいと思っております。

さて、今日は3月議会に提案予定の案件につきましても、事前に説明することで理解を深めていただきたく、その他報告案件及び協議案件と併せまして17件を説明させていただきますので、御意見等よろしくお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。

○原田議長 石川議員。

○石川議員 一言、謝罪をさせていただきます。

このたびは、議場外の個人的な件でお騒がせしまして、申し訳ございません。町民から私のところへ今般の署名活動への苦情が寄せられ調査しましたが、その調査方法について、原田議長より厳重注意を受けました。今後はコンプライアンス遵守に努め、善良なる愛南町民を守るためにもなお一層の精進をしてみたいと思います。

以上でございます。

○原田議長 それでは、早速執行部からの報告に移ります。

まず最初に、愛南町観光振興等イベント補助事業について、報告をお願いいたします。

兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 商工観光課です。資料01ページをお願いいたします。

愛南町観光振興等イベント補助事業について、御報告させていただきます。

まず、1の事業概要から説明します。

町では、これまで年間を通じましてぎゅぎゅっと愛南！夏の陣、愛南まるゴチ秋の味覚祭、ぎゅぎゅっと愛南！冬の陣を、町の3大イベントと銘打って、観光イベントを展開してきました。

しかしながら、新型コロナ禍により、1日のみの集客数を成果とする従来の観光イベントは、次々と中止となりました。その状況下におきまして、町内の民間グループによる独自の観光イベント等を実施する動きが出てまいりました。

このことから、従来の行政主導による観光イベントの在り方を見直す時期と捉えまして、令和4年度、新年度の観光イベントの開催について、新しく愛南町観光振興等イベント補助事業を取り入れまして、費用対効果の向上を図り、民間活力を引き出しながら、地域活性化を目指します。

2の対象者としたしましては、町内に事務所を有する法人及び町内で活動している団体です。団体とは、規約を有し5人以上の者で構成する組織を想定しております。

3の対象事業は、下記の5点です。

町内で開催する1日以上観光イベントであること。2、町の魅力を町内外に周知し、町のイメージアップ及び観光振興に寄与すること。3、町の特産品等の地域資源を活用し、地域産業の活性化及び産業振興を図るものであること。4、事業費が10万円以上であること。5、事業の実施に当たって、なるべく町内の事業者からの物品を調達するなど、地域経済に貢献するものであることとします。

4の補助対象経費につきましては、消耗品、印刷製本費、広告費、旅費等の広く、事業実施に必要な経費で、備品購入費及び事業従事者の食糧費は原則として認めません。また、交付の対象経費から、事業で得た収入を差し引いた金額を補助対象費とすることとします。

5の事業の補助率については、10分の10または2分の1とします。

6の補助事業の審査体制につきましては、仮称であります愛南町観光振興等イベント審査委員会による審査を行い、補助金の可否を決定したいと考えております。この審査委員会の委員につきましては、3月議会定例会にて、条例を上程する予定です。なお、4年度4月から、早期の展開を想定しまして、町民の公募委員の募集を事前にさせていただきますことの御承諾をお願いいたします。

最後に7の補助金額につきましては令和4年度の予算要求額900万円です。

要求額の算出根拠は、今回廃止しました愛南まるゴチ秋の味覚祭350万円、ぎゅぎゅっと愛南！冬の陣400万円、愛南マリンイベント90万円、西瀬戸グラウンドゴルフ大会ほか60万円の合計額です。なお、食のイベント実行委員会が実施予定のぎゅぎゅっと愛南！夏の陣のみは、従来どおりといたします。

以上が、愛南町観光振興等イベント補助事業につきましての報告です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

以上です。

○原田議長 ただいま報告がございました。

質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

質疑ないようですので、1番の愛南町観光振興等イベント補助事業については終わります。続いて2番、新型コロナウイルスワクチン接種事業についてをお願いいたします。

幸田保健福祉課長。

○幸田保健福祉課長 保健福祉課から、新型コロナウイルスワクチン接種事業について報告いたします。資料2をごらんください。

まず、現在の接種状況です。2月13日現在、1回目接種完了者87.7%、2回目接種完了

者 87.1%、追加接種となる3回目接種は12月末から高齢者施設から始めました。一般の方は1月31日から町内の医療機関で開始しており医療従事者を含め現在22.9%です。国が進める2月中の対象者全体では約4割が接種完了をしております。

現在進めている追加接種は、2回目を完了した場合でも一定の期間がたつとワクチンの有効性や免疫反応が低下することから、3回目の追加接種を行うことで、新型コロナウイルス感染症の感染予防と重症化を予防することを目的に行うものです。

対象者です。対象者は一、二回目の接種は12歳以上です。5歳から11歳も3月7日から小児用ファイザーワクチンを用いての接種が始まります。

追加接種は2回目接種完了した18歳以上が対象となります。基本の進め方としては65歳以上の方は2月までは2回目接種から7か月を経過した方、3月からは2回目接種から6か月を経過した方が対象となります。

18歳から64歳の方については2月までは8か月を経過した方、3月からは7か月を経過した方となっています。ただし、6か月を経過した方は前倒しも可能となっておりますので、予約状況やワクチンの状況を見ながら早めの接種を進めていきたいと考えております。

ワクチンは今まで使用してきたファイザー社ワクチンに加え、武田モデルナ社ワクチンが追加接種では使われます。また、5歳から11歳は小児用ファイザーワクチンを使用します。ワクチンの間違いがないように医療機関ごとに使用するワクチンを指定して実施を行っています。

接種体制としては、接種は町内の11の医療機関で個別接種を実施します。2月末には集団接種を本庁で1回予定しています。

次のページをごらんください。

今後の接種スケジュールです。65歳以上の高齢者の接種を2月末までに完了することを目指していきます。その後順次案内をし、できるだけ早く接種が完了できるよう勧めていきたいと考えています。

接種の案内は、2回目接種日を確認しながら個別に案内を送付しております。予約方法は初回接種と同様にウェブ予約、電話予約等含め、保健福祉課が一括して予約管理を行っています。

今後につきましては、先ほどの説明と重複いたしますが令和3年7月末までに2回目接種完了した65歳以上で、追加接種を希望する方は令和4年2月までに接種を行っていきます。64歳以下の接種につきましてもできるだけ早く接種ができるように進めていきます。また、併せてまだ1回目、2回目の接種ができていない方も今年の9月までは接種ができることとなっておりますので、引き続きの接種機会を設けていきたいと考えております。

以上で、新型コロナウイルスワクチン接種事業についての説明を終わります。

○原田議長 ただいま報告がございました。

質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

中野議員。

○中野議員 ファイザー社とモデルナ社の比率割合とかはどうなっているのか。それと、モデルナ社のちょっと報道などではよくありますが、敬遠するような動きとかいうのは見られますか。

○原田議長 幸田保健福祉課長。

○幸田保健福祉課長 お答えします。

モデルナ社とファイザー社のワクチンの配分の量では、モデルナ社のほうが少し多めに配分されている状況です。ワクチンによるモデルナ社を敬遠する傾向があるかということですが、現在の段階では、あまりモデルナだからというよりも、かかりつけ医での希望をどうしても希望されるという傾向のほうが強い状況です。

以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。

金繁議員。

○金繁議員 モデルナ社のワクチンについては、混入物があって接種を受けた方が死亡したという事例があったと思います。そのチェック体制というのは万全なんですか。

○原田議長 幸田保健福祉課長。

○幸田保健福祉課長 ワクチンの管理までは自治体でできるものではないですので、国からのモデルナ社、ファイザー社それぞれの特徴というところは住民に伝えながら、接種のほうを進めていきたいと思っています。

以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。

ないようですので、2番の新型コロナウイルスワクチン接種事業については終わります。

続いて3番、長崎保育所の利活用についてをお願いいたします。

幸田保健福祉課長。

○幸田保健福祉課長 保健福祉課から長崎保育所の利活用について報告いたします。資料3をごらんください。

長崎保育所は児童数の減少により令和3年3月31日をもって休園しています。今後の長崎保育所の有効活用について地区と協議を進めた結果、地区としての利用予定がないこと、福祉関係事業所から施設の利用希望があることから、令和4年3月31日をもって長崎保育所を廃園し、行政財産から普通財産へと用途廃止を行います。

施設の概要は資料のとおりです。

今後の長崎保育所の利活用についてです。今後の利活用につきましては、地区で話し合いを行いました。施設利用希望はない状況です。現在、町内の事業所から障がい福祉サービス、就労継続支援事業所を新規に立ち上げるに当たり、長崎保育所の利用希望の相談を受けており、地区との協議を行っています。1月末に地区の臨時総会を開催し、同意を得る予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により延期となっております。2月末には臨時総会を開催し最終決定とする予定です。

保育所の利用につきましては、当初は2か所の福祉事業所から利用できないかとの相談があり、公募の形で進める予定でしたが、1か所の事業所が利用希望を取り下げたことから、今回新規事業として立ち上げる1事業所で考えています。

町内には3か所の就労継続支援事業所（B型）がありますが、利用者は増加傾向にあり、町外の事業所を利用する方もいる状況です。

また、第3次愛南町障がい者計画において多様な就労の場を確保するため新規事業を計画する法人等に対し支援する体制づくりに取り組むこととしています。今回は、新規事業であり障がい者にとっての新たな居場所や就労の場につながり、町の障がい福祉の向上につながるものと考えております。

地区の保育所の土地への思いも強く、地区での説明会やアンケートの実施等も行ってきました。地区の同意が得られましたら、貸付けの方向で進めたいと考えています。

以上で、長崎保育所の利活用についての説明を終わります。

○原田議長 報告が終わりました。質疑ございませんか。

金繁議員。

○金繁議員 使わなくなった施設の有効活用、非常にいいことで、多様な就労の場、大変望まれているので、この点でもぜひ進めていただきたいと思います。一方で愛南町の建築系の施設について、こういう貸出しの基準が定められているのかという疑問がよく町民の方から言われます。これ、保健福祉課の今回の長崎保育所に限ったことではないんですが、一方では貸してくださいと言っても貸してもらえない。一方ではすんなりと話が進んでいるというような不公平な運用ではないかという疑問の声が出ているんですが、企画財政になるかもしれませ

んけど、客観的な基準、公平な基準、公平性を納得してもらえそうな基準というのはあるんでしょうか。

○原田議長 浅海総務課長。

○浅海総務課長 総務課のほうからお答えをさせていただきます。

定まった基準というのにはありません。行政財産のときにはその担当する所属がですね、用途廃止をして普通財産にするかどうかの判定を行いまして、行政財産のまま貸す場合は公的な団体に貸せるというふうな決まりはあります。普通財産になると総務課のほうで所管するんですけど、貸付け、売却、その他の利用については、財産管理審査会等で審査をして行うというような形になっております。

以上です。

○原田議長 よろしいですか。

ほかに。少林議員。

○少林議員 この建物なんですけれど、もう耐用年数も過ぎ、経過、さらにそれよりも9年以上過ぎております、43年と書かれています。耐震化もしないようなんですが、建物はそのままお使いなんですか。大丈夫でしょうか。

○原田議長 幸田保健福祉課長。

○幸田保健福祉課長 今回、その耐震診断なしと明記させてもらっていますが、1階建ての建物で耐震の検査をする必要がない建物であったということで、耐震診断なしというふうな表現でさせてもらっています。建物については、作業所という形になりますとどうしても改修等が必要になってくるかと思いますので、そこは事業所がどのような形で使うかということになるかと思います。

以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。

ないようですので、長崎保育所の利活用については終わります。

続いて、4番、子どもの居場所づくりについてをお願いいたします。

幸田保健福祉課長。

○幸田保健福祉課長 引き続き、保健福祉課から子ども居場所づくりについて報告します。

資料4をごらんください。

この事業は、保護者の就労等で放課後の居場所を必要とする4年生から6年生の居場所の確保を行うことで、保護者が安心して仕事ができる環境を整えることや地域の大人との関わりの中で、子供たちの豊かな心の育成と地域で子育てを見守る地域づくり及び地域づくりの担い手の育成につなげることを目的とします。

背景及び経緯につきましては、子供たちが放課後を安心して過ごすことができるよう町では、放課後児童クラブ、放課後図書クラブ、放課後こども塾で居場所づくりに努めてきましたが、放課後児童クラブについては4年生以上の受入れが困難な状態が続いていました。また、令和3年10月に児童クラブ利用者にアンケートを行った結果では、保護者の5割、子供たちの4割が4年生以上での利用希望がありました。

このような状況から令和4年度より新たな受皿として愛南町社会福祉協議会に委託している重層的支援体制整備事業の地域づくり事業の一環として、4年生以上を対象とした子どもの居場所づくりに取り組みます。

対象は、4年生から6年生とし、当面は児童クラブを設置している一本松小学校、城辺小学校、平城小学校の3校です。実施場所は夢創造館の児童クラブ室です。事業は愛南町社会福祉協議会に委託している重層的支援体制整備事業の地域づくり事業の一環として実施します。委託料は138万7,000円です。

居場所づくりから地域食堂、地域の担い手作り、地域の課題を話し合う場（プラットフォーム

ム) づくりへとつなげていきたいと考えております。

実施方法は実施場所となる夢創造館までは平城小学校の児童は各自で、一本松小学校、城辺小学校については車で迎えに行く形になります。帰りは保護者が夢創造館までお迎えに来てもらいます。

児童の見守りは地域の担い手である有償ボランティア1名と社会福祉協議会職員1名の2名体制とします。

事業開始は令和4年6月1日と予定しております。

以上、子どもの居場所づくりについての報告とします。

○原田議長 報告が終わりました。質疑ございませんか。

吉田議員。

○吉田議員 この子ども居場所づくりについては、これは4年生から6年生までの対象については、放課後児童クラブの対象者のみでしょうか、それとも全体的な居場所づくりをするのでしょうか。

○原田議長 幸田保健福祉課長。

○幸田保健福祉課長 今回は、児童クラブに縛らずに全4年生から6年生ということで公募をしようと考えております。

○原田議長 ほかにございませんか。

少林議員。

○少林議員 すみません、幾つか教えてください。

うまくやっていけなかったという話ですけど、その理由を教えてください。

それから、2つ目に1年生から3年生の場合の受皿というのはどんなになっているんだろうか、それも教えてください。

3つ目に夢創は結構遠いところなんですけど、車で迎えに行くということですが、どの車でしょうか、スクールバスか何かを使うんでしょうか、新しい車両は必要なんでしょうか、3点教えてください。

○原田議長 幸田保健福祉課長。

○幸田保健福祉課長 うまくいかなかったというところは、4年生以上の拡大ができなかったというところでしょうか。4年生以上の受皿がないというところが、子どもの居場所づくりでの課題でした。それで、放課後こども塾では6年生までをできているんですが、放課後児童クラブを設置している3つの学校については、放課後児童クラブの場所、支援員の確保というところで、拡充を検討しましたが難しいということで、今回新たな4年生以上の受皿というところを設置したという背景があります。

1年生から3年生につきましては、放課後児童クラブ、放課後図書クラブ、放課後こども塾のほうでカバーができるものと考えております。

送迎については、社会福祉協議会の車での送迎となります。

以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。

吉田議員。

○吉田議員 再度ちょっと確認したいんですけども、放課後児童クラブの対象の方の4年生から6年生については、これに全部網羅していくということでしょうか。

○原田議長 幸田保健福祉課長。

○幸田保健福祉課長 4年生から6年生の中で希望がある方に利用してもらうということです。

○原田議長 吉田議員。

○吉田議員 度々すみません。児童クラブのほうは小学生を対象に1年生から6年生までということで、一度質問させていただいたんですが、40名までですよ、1クラス。それでこの補助

員が足りないというのは、今現状で1年から3年まで行っていて、なおかつ4年生から6年生を増やしてもですね、例えば対象の家庭が小学校1年生から3年生と4年生から6年生2人の子供がいた場合に切り離されるわけですよ。だから小学生で一括して国としてはお預かりしなさいという、これは児童福祉法なんですよね。そこでやってくださいという、一般質問させていただいたんですけども、それとは趣旨が全く違うような気がするんですけども、一つは児童福祉法、一つは社会福祉法ですかね、重層というのは令和2年から多分決まったと思うんですけど、全く異質のものだと思うんですね。

質問はこれで終わりますけども、ちょっともう一回その件だけ、4年生から6年生については、児童クラブについては、じゃあ一本松なら一本松で、それは預からないという、夢創造館で預かるということですかね。

○原田議長 幸田保健福祉課長。

○幸田保健福祉課長 法の扱いというところでは、事業としては別になるかと思いますが、大きな目的としては子供の居場所をどう確保するかというところにあります。定員を一本松も20人のところを今年もかなりオーバーをしております。そういった中で、このコロナ禍で限られたスペースの中に定員オーバーを超える人数を集めることがいいのかということと、3年生までの預かりの内容と4年生以上になると子供たちの自立を促す、4年生以上の中で内容的にも変わってくると思いますので、一つの部屋で過ごすということがちょっと難しいということで、今回このような新たな居場所づくりというところで事業の組立てをしております。

以上です。

○原田議長 少林議員。

○少林議員 すみません、もう一つだけ教えてください。

1番の目的のですね、地域の大人との関わりの中でというのはとてもいいことだと思うんですけど、でも人数が確保できなかったわけですよ、支援の。地域の大人にとっていいながらどうも元教員というのが多かったように思います。いろんな地域の方々、60以上とかの方々の関わりができなかった理由は、確保できなかった理由は何だと思いますか。

○原田議長 幸田保健福祉課長。

○幸田保健福祉課長 今回の地域の大人との関わりというところでは、有償ボランティアという方になるので、児童クラブの支援員の先生方とはまたちょっと違う形になるかなと思います。支援員の確保で難しかった点、今までの経過の中で難しかった点といたしましては、やっぱりどうしても50、60という女性の方が多かったので、時間的にも3時から7時といった時間帯というところの問題もあったのかなとは思っております。就労条件等については、ここ数年時間単価も含め改善はしてきております。

以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。

ないようですので、子どもの居場所づくりについてを終わります。

続いて5番、愛南町青果市場の運営負担金についてをお願いいたします。

吉村農林課長。

○吉村農林課長 農林課より、愛南町青果市場の運営負担金について、御説明をさせていただきます。資料5をお願いいたします。

1の青果市場の背景につきましては、城辺青果市場組合として、昭和45年10月から地域住民に対し、新鮮優良な農産物を提供し、需要者相互の福利増進を図ることを目的とし、現在のJAえひめ南と愛南町の構成団体をもって組合運営が始まっております。

以前には、年間取扱高が2億円を越す時代もあり、旧城辺町では、農業振興を先導する存在であったものと思われます。しかし、平成16年10月の町村合併を境に、取扱高の減少が見受けられることとなり、下段、参考の愛南町青果市場組合の経営状況の表にもありますように

過去5年間の経営状況は、平均352万3,000円の赤字決算であり、JAえひめ南と愛南町で各50%の運営負担金を行っている状況であります。

このことにつきましては、全国各地での農業環境の課題でもありますが、農家の高齢化や担い手不足による生産者の現状をはじめ、他の産直施設の影響による出荷物の減少が大きな要因であると考えられます。

2のJAえひめ南の対応についてですが、青果市場運営負担金につきましては、JAの外部監査において指摘を受ける一方、JA管内の他の事業所との整合性を図ることからも、現在の経営状況からは、令和4年度以降の支出が困難である旨の方針が示されております。

3の仲買人組合及び出荷者かの要望につきましては、町としても、JAえひめ南の対応に合わせ、さらには町行政評価委員会からも廃止の方針の答申を受けている状況も踏まえ、運営協議会を開催しております。

内容につきましては、JAえひめ南の今後の対応や町行政委員会の答申を考慮した上で、青果市場組合の廃止の提案を行ったところ、生産者、仲買人及び従業員からは理解を得られず、町単独での継続運営を強く求める意見書が提出をされております。

4の町としての方針としましては、町内唯一の青果卸市場であり、地域の流通拠点としての機能、利用者の生活基盤の確保及び学校給食や保育園等の食材での地産地消の推進に寄与することなどに鑑み、今後につきましては、市場利用の利点を生産者に幅広く周知し出荷量の増加を促す等、自主運営を目指し、仲買人及び生産者による抜本的な経営改善を条件に、継続運営をする方針で検討を進めております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○原田議長 報告が終わりました。

質疑を受けます。質疑ありませんか。

佐々木議員。

○佐々木副議長 ちょっと2点ほどお尋ねをいたします。

年々歳入も減ってきていますし、今本当に大変な経営状況だと思いますけど、現在、生産者の数と仲買人の数、また従業員の数が分かれば教えてください。

○原田議長 吉村農林課長。

○吉村農林課長 生産者につきましては、おおむね34名、また仲買人につきましては16名、従業員につきましては2名となっております。

以上です。

○原田議長 佐々木議員。

○佐々木副議長 従業員2名なんですけど、人件費は年々ずっと上がっていったるようなんですが、これは何か理由があるんですか。

○原田議長 吉村農林課長。

○吉村農林課長 人件費につきましては、町と同じ立場でという臨時雇いになっておりますので、その旨で人件費が少し上がっておる形になっております。

○原田議長 いいですか。ほかにございませんか。

ないようですので、愛南町青果市場の運営負担金についてを終わります。

続いて、6番、かんきつ加工品の委託製造による販路開拓についてをお願いいたします。

吉村農林課長。

○吉村農林課長 続きまして、農林課より加工品の委託製造による販路開拓について、御説明をさせていただきます。資料6をお願いいたします。

1のかんきつ加工品の販路開拓に関する背景につきましては、生果と加工品の両輪での販売促進及び販路開拓を行うことで、日本一の生産量を誇る愛南ゴールド、河内晩柑の知名度向上による、かんきつ農家の所得向上と安定的な経営維持を目的に、加工施設の整備を目指すこと

としております。しかしながら、運営組織の確立、出口戦略の安定が明確ではなく、またJAえひめ南の出資が不確実な状況にあることから、まずは出口戦略への検証とし、令和3年度より委託搾汁事業を行うことで、業者への果汁や果皮の販路開拓のための営業活動を行い、実現の可能性を見極めていく状況であります。

2の委託搾汁事業によるかんきつ加工品のテスト販売の状況についてですが、JAえひめ南の系統でありますマルエムフルーツアイランドと南宇和選果場から原材料の加工品用生果の確保の協力を受け、事業展開を図っております。また、株式会社クリエイト伊方及び高知県の三原村農業公社に搾汁を委託し、生果50.6トンに対し果汁16.8トン、オーラプテンを多く含む果皮について25.7トンの製造を行っております。

その事業費内訳といたしましては、中段表にありますように、令和3年度の歳入見込額としまして、131万9,000円となっております。なお、令和4年度での現在搾汁をしております果汁の販売としましては、採用決定が2社あり、見積り提示額が274万9,000円、また、採用最終選考段階が1社あり、採用決定がなされた場合の見積り提示額は、486万円となっております。

歳出につきましては、加工用生果の原材料費は、162万4,000円であり搾汁等手数料475万9,000円、冷凍保管料267万9,000円、その他経費75万4,000円で、合計981万6,000円となっております。また、冷凍で保管が可能な果汁消費期限としましては、3年間を設定しております。

3の今後の展開につきましては、令和3年度は、新型コロナウイルスの影響により、販売開拓のフェアへの参加等の営業活動が制約されたことや、加工品の市場の動きが長期的に鈍化した傾向が見受けられることから、さらに1年農業支援センターによる委託搾汁事業を継続したいと考えております。また、愛媛県愛フード推進機構、ブランド戦略課が事業主体として展開を図っております河内晩柑の欧州輸出事業につきましても、令和6年度の本格輸出に向け、現在愛媛県、JAえひめ南、愛南町の連携により、事業推進が行われております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○原田議長 報告が終わりました。質疑ありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 販路開拓にチャレンジされているということで、すばらしいと思います。一方で搾汁の加工場の工場ですね、新築の、設計いたしました。その設計費700万余り使っておりますが、あの設計、建物新築については、まだ事業として生きているんですかね。将来、この販路開拓が成功したら、先が見えてきたらあの規模の建物を、あの設計図を生かして行うつもりでしょうか。

○原田議長 吉村農林課長。

○吉村農林課長 現在、先ほども加工場を見据えてという形でお話をさせていただきました。今後につきましても、今の委託搾汁事業を展開しながら、どういう形で行えるかというところを見極めた中で、今後、検討していきたいと思っております。加工場につきましては、その中の一つでありまして、加工場のためにもそういうことができるかどうかというところを見極めたいと考えております。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 私のポイントはですね、既に設計した、町民の大事な税金を使って設計しました。あの設計図を使った形での工場を考えていらっしゃるでしょうか。それともこの販路開拓の結果によっては、また違う形での、もっとコンパクトなものとかそういう設計を考えられるのでしょうか。今の時点でどのようにお考えでしょうか。

○原田議長 吉村農林課長。

○吉村農林課長 お答えいたします。

現在、設計をなされている加工場につきましては最小限の規模だという認識を持っておりません。その分でHACCP等、今からは厳しい条件での販売に関わるものが関わってくるというところもありますし、ルール等につきましても、一つのルールによって今まで予想されている量的なものをつくっていくという形で考えております。

今の加工場の設計ですね、設計について、それに合うような形で考えていきたいと思っております。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 端的にお願いします。

○吉村農林課長 今回の加工場、設計の加工場に合わせて、今の設計の加工場を考えております。今の設計の加工場です。今の規模の。

以上です。

○原田議長 よろしいですか。

○金繁議員 はい。

○原田議長 ほかにございませんか。

ないようですので、6のかんきつ加工品の委託製造による販路開拓についてを終わります。

続いて7番、町道榎月竹倉線の道路改良事業についてをお願いいたします。

濱建設課長。

○濱建設課長 それでは、建設課から町道榎月竹倉線の新規道路改良事業について説明をさせていただきます。

昨年5月28日の第10回本協議会で、標記町道榎月竹倉線の道路改良事業について御報告をさせていただきました。今年度発注した測量設計委託の成果品は3月にならなければ完成しませんが、令和4年度当初予算に事業費を計上させていただき関係上、現時点での概算事業費を算出しましたので御報告します。

昨年5月に、資料の赤線表示をした計画路線をお知らせしました。その後、設計業者と実施測量設計の協議を重ねた結果、青色で標記したルート帯が現在考えられる最適な路線であると判断し実施したいと考えます。

その理由は、赤線の当初計画、地図には分かりやすくA、B、Cというふうにアルファベット表記しております。この赤線のA-B-C間のうち、A-B間の勾配がきつく、特にBと表記している付近の勾配が大変きついため、一般車両の通行の安全を確保するため、ルートの変更を余儀なくされました。県道平城高茂岬線から進入口を船越側に移動させ、緩やかに進入し通行できるよう青色のルートに見直すということに至りました。

2の概算計画事業費にあるとおり、道路の計画延長が300メートルから356.3メートルになり、それに伴い事業費がおおよそ1億5,500万円になります。

令和4年度当初予算への計上額は、本体工事4,000万円と用地購入費230万円です。

道路延長は、先ほど申し上げたとおり356.3メートル、幅員が4メートル、計画期間は、令和3年度から6年度を予定しておりましたが、令和7年度までとし、供用開始目標は令和7年度末と予定しています。

以上、建設課からの報告とさせていただきます。

○原田議長 報告が終わりました。

質疑を受けます。質疑ありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 12月議会の一般質問でも質問させていただきました。これ防災目的での新たな町道建設ですね。で、質問の中でも指摘させていただきましたが、内海全域、それからほかの多くの地域で防災対策、ほとんどできていないような状況のまま、この地域だけに道もあるのにさらに造る、防災拠点をつくる、だからグランドデザインをつくる必要があるんじゃないです

かと質問しましたら、前向きですというお答えだったと思います。

グランドデザインはできたんでしょうか。ここだけを優先して3月の議会で予算に入れてくる、1億5,000万の事業を入れてくるというのは、あの後どのような内部的なディスカッションと決定があったんでしょうか。

○原田議長 守口防災対策課長。

○守口防災対策課長 お答えします。

12月議会で指摘のありました西海だけではなく町全体のそういう計画についてですが、来年度、津波・避難計画として町全体の計画を作成したいと考えております。

この計画は、津波・地震災害時における指定避難所の対象地区及び避難者数等に関して基本的な事項を定め、地域住民が安全に避難し、避難所等での一定期間の避難生活を円滑に送るために策定したいと今のところ考えております。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 これは本当、この道を造ることに反対しているんじゃないんです。やっぱり地域間格差が大き過ぎて優先順位なんですかと12月議会で聞きました。愛南町全体の防災計画をしっかりつくって優先順位に沿ってやるべきじゃないですかという問題提起です。守口課長の言い分も分かるんですけども、これ1つの課、2つの課だけの話じゃない、全体的な話ですよ。町長、副町長含めここを優先順位にすると、どうしてこうなったのか、町長か副町長、お答えください。

○原田議長 清水町長。

○清水町長 お答えします。

たまたまですね、西中がああいう形で取り残されて置いとるという形で、これは防災ということですね、対策としてなるべく早く使う、そういう利用することが一番いいんじゃないかということで、一応、西海中、西中のあそこの道路のことを皆さんにお知らせしたわけです。ですけどほかにもですね、指摘があったように内海とかもいろいろと、そちらのほうもやるべきではないですかという質問を頂きました。もちろん全体的には考えております。ああいう形でできる施設があるんであればですね、内海でももちろん海岸のほうでもですね、そういう点についてもやれるところからやっていきたいと。先ほど担当が答えたように、とにかく安全・安心をモットーとしなければならないという、町民の生命・財産を守るためには、できるところからなるべく早くやっていきたいというように考えておるのが基本的な考えです。

以上です。

○原田議長 いいですか。金繁議員。

○金繁議員 じゃあ、もう一回だけ確認させてください。

地域間格差について、町長はじめ担当課長ら集まって、優先順位について話し合われましたか、会議持たれましたか。

○原田議長 濱建設課長。

○濱建設課長 理事者と関係各課、建設課、防災対策課、教育委員会で昨年末に当該防災計画を含めまして、町道榎月竹倉線の新規道路改良事業も含めまして、協議をしております。

以上です。

○原田議長 よろしいですか。金繁議員。

○金繁議員 その中でこれが優先順位だということになったんですね。全町的なグランドデザインをつくるまでもなく、ここが優先順位ということになったんですね。

○原田議長 木原副町長。

○木原副町長 先ほど町長がお答えさせていただいたように、もう全体的にできるところからまず取りかかっていく。その中で、並行的に当然全町一体的に考えて取り組んでいくということで、

並行しながら動く。ただ、まず西海中学校への連絡道に取りかかるというのが優先課題として決定をしております。

○原田議長 よろしいですか。

少林議員。

○少林議員 私も12月議会で同じようなことを聞きました。優先はつけないということで、でも早急にいろんなことをするというので、3月の予算を楽しみにしていたのですが、ここのを見ていましたらですね、例えば令和4年度に使う例えばその4,000万を1年ずらすだけで、その4,000万円を今ほとんどできていない一時避難場所とか、特に半島部のほう、小さな部落のほう、できていないところたくさんあるんですが、そこに回せば本当に1年でできることじゃないかと思うんです。4,000万円、もし100万円ずつ出したとしても40か所できますから、1年ずらすだけでもできますよということなんです。これが最優先なのかということでお伺いしたいと思います。

○原田議長 守口防災対策課長。

○守口防災対策課長 この道路整備の予算と別で一時避難場所についての整備関係についても、来年度ちょっと予算のほうは考えております。その予算については、また今後3月の議会等でも説明したいと考えております。

以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。

ないようですので、町道榎月竹倉線の道路改良事業についてを終わります。

暫時休憩いたします。

(休憩)

○原田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、愛南町小山地区における太陽光発電事業の不許可処分に伴う補償交渉についてをお願いいたします。

山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 それでは、環境衛生課から愛南町小山地区における太陽光発電事業の不許可処分に伴う補償交渉についてを、資料8に沿って御説明いたします。

本件は、令和3年11月29日開催の第21回議員全員協議会において、令和3年12月13日に第1回調停が開催される旨までを報告させていただきましたが、先月の1月31日月曜日に第2回調停が開催され、第1回での話合いで、町側は申立人が主張する損害額に関する関係資料の提出を依頼し、申立人は資料提供を了承したため、第2回調停では、その資料に基づき話合いを進める予定でしたが、申立人から依頼しておりました資料の提出がなかったため、当日は内容についての話合いに進展はなく、双方の主張は平行線となりました。その状況を踏まえ、調停委員からはこれ以上、話合いを進めても難しいと判断し、担当裁判官と協議、また双方から意見聴取をした結果、第2回調停をもって調停不成立となりました。

申立人が今後どのような方法での交渉を選択するかは不明でございますが、どんな形であれ事業者との補償交渉に向け、本町の受任弁護士とともに協議を行いながら、適正に対応していきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが報告させていただきます。

以上です。

○原田議長 報告が終わりました。質疑ございませんか。

金繁議員。

○金繁議員 1回目の調停12月13日のときに、相手方に調停申立人、相手方の事業主ですね、から資料の提出がなかったためとおっしゃいましたね。それは何の資料なんですか。

○原田議長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 お答えします。

第1回調停が終了して、そのときに向こうの主張に対する関係資料、向こうの補償額に対する関係資料、その分について、うちのほうで審議する必要がございますので、その資料に基づいてうちが協議して第2回調停でこれはこうじゃないですかとか、そういう形で向こうと話し合いを設ける予定でしたが、その資料のほうの提出がございませんでしたので、話し合いがそのまま進まなかったと、そういう形で第2回のほうは終わったような状況でございます。以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。
金繁議員。

○金繁議員 これ一昨年の9月に不許可処分が弁護士と相談したら愛南町側に非があるということで、11月27日付で相手方に対して全面的に謝罪する文書を出していますよね。そこからだから全く事実を争うことはなく、損害額の交渉をしているということで、1年3か月、4か月たつんですが、それにもかかわらず向こうが、相手方がその損害額を立証する資料を出してこないというのは、非常におかしな感じがするんですけども、それはなぜそうなるんですかね。

○原田議長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 こちらのほうにつきましても、それがなぜかというのは分かりませんが、そのあたりは全て弁護士と、うちの受任弁護士と相談しながら、このような資料が必要ではないかとか、そういう形でお願いしたわけなんですけど、今回ちょっと提出がございませんで、その結果、担当裁判官といろいろ話した結果、双方と話して調停不成立という形になってしまいました。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 すみません、再々。じゃあ、もうちょっとだけ聞かせてください。その出してこられなかった資料というのは、その損害の根拠を証明するような資料なんだろうけど、そんなに難しいものなんですか。例えばどういう項目、项目的にはどういう内容のものなんですか。その出すのが通常難しいものなんですか。

○原田議長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 これは従来どおり内容についてはなかなか公表できないということで、弁護士のほうからも助言は頂いておるんで、詳細まではちょっと言えないんですけど、例えば向こうがこの補償額に対してこういう請求をしておりますと、それに対してその証拠となるような資料という形をうちは、例えば算出基礎とかそういう形をお願いしたいというお願いをしとったんですけど、それが出されなんだということなんで、向こうがどういう意図があるか僕らも分からないんですけど、どうしてもそれを、資料を見ながらうちのほうも弁護士と相談しながらどういうふうにすればいいかという話し合いをしたかったところではあったんですけど、ちょっとなかったということで、ちょっと今回は不成立という形になってしまいました。

以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。

ほかにないようですので、愛南町小山地区における太陽光発電事業の不許可処分に伴う補償交渉については終わります。

続いて9番、愛南町水道事業経営戦略の策定についてをお願いいたします。

池田水道課長。

○池田水道課長 水道課より愛南町水道事業経営戦略について説明します。

それでは、資料9の1ページ目をごらんください。

本計画の計画期間は、令和4年度から13年度の10年間としています。水道事業経営戦略

は、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画となります。前計画が平成29年度から令和8年度までの10年間でありまして、総務省のガイドラインでも3年から5年ごとに改定していく必要があるということから今年度見直しを行っており、議会、住民に周知公開することとなっていることから本協議会において報告させていただくものであります。

見直しということでもありますので改正点の説明をさせていただきます。

続きましての8ページをごらんください。

まず、収支計画のうち投資について説明します。将来の事業環境を踏まえ、令和13年度までの10年間の目標値を設定しています。管路更新率は、当年度の更新した管路延長を総管路延長で割ったものです。現在の更新率は0.72%から1.63%とします。1.63%に設定することによって、老朽管の更新が実使用年数の60年間でおおむね更新可能となります。有収率は現在の76%から82%に設定します。これらの目標を達成するため、下の表のとおり事業計画等を策定しています。老朽管更新事業から配水池等更新事業は、令和13年度までの10年間で39億5,000万円の事業費を予定しています。

続きまして9ページをごらんください。

②収支計画の財源についてですが、経常収支比率は100%以上とします。企業債残高対給水収益比率は、850%以下に保つこととし、内部留保資金の保有額は計画期間末時点で7億3,000万円以上とします。収支計画の策定に当たっての考え方は、次の表の項目のとおりです。

続いて10ページをごらんください。

水道料金の設定ですが、給水人口及び給水収益が減少する一方で、水道施設の設備更新に多くの経費が必要となります。それらの財源の確保を行うため、コロナ状況を見ながら水道料金の改定を5年ごとに検討していきます。

本計画については、令和4年度からの計画となりますので、3月中にホームページに掲載したいと考えています。

以上、簡単ではありますが、愛南町水道事業経営戦略の説明を終わります。

○原田議長 報告が終わりました。

質疑を受けます。質疑ありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 この経営戦略の11ページの冒頭に、今後この水道を広域化、それから民間委託を検討するというふう書いてあるんですけども、これ愛媛県の水道広域化推進プラン検討委員会というのは、県全域で20市町参加した形で行われるものなのでしょうか。

それからその下の包括的な民間委託、浄水場及び施設の維持管理、これ民間委託検討していくということなんですけれども、民間委託すると実例を聞く話によると、かえって水質が低下したりですとか水道料金が上がったりして、民間委託はマイナスが多いということもよく聞くんですけども、これなぜ検討していきますともう決めてしまっているんですかね。

○原田議長 池田水道課長。

○池田水道課長 水道広域化事業につきましては、今現在でも愛媛県の中で推進計画として愛媛県のほうが年に1回ずつ、1回から2回検討委員会をして、一応検討はしていきよる、広域事業の、料金体系は下がるという前提の下に県の広域化の計画として一応推進プランとして計画を進めていっているものであります。

今現在は検討中なので、一本になるかどうか分かりませんが、一応、20市町村の希望を聞きながら愛媛県が計画を取りまとめて発表する予定となっております。

先ほど言いました施設の民間委託とか管理とかの委託につきましては、金繁議員おっしゃるとおり検討はするんですが、それは先ほど言われた料金が高くなってくるとかそういうふうな

諸問題を解決しながら、それがクリアできるのであればそういう検討もあるし、計画はそのままクリアできんかったら、やっぱりそのまま現在の施設の維持を検討していかなきゃいけないんで、それはあくまでも検討していく材料の中での選択肢としての書き方なので、別に推進するわけではないので、その中での検討する方法でありますので、よろしくをお願いします。

○原田議長 よろしいですか。金繁議員。

○金繁議員 分かりました。先ほどおっしゃられた愛媛県が20市町の希望を聞きながら広域化推進プランの検討をしているということですが、愛南町としてはどのような希望を出しているのでしょうか。それから出されて行く予定ですか。

○原田議長 池田水道課長。

○池田水道課長 今回の段階では、県のほうが漏水調査とかいうのを広域化でまとめて一括発注しようかという形で、そういう希望とかの調査もあるんですが、実際のところは今の段階でそういう調査の中を広域化で発注してもらっても、結局、調査員の人材不足とかあって、結局今の段階では県の計画だけであって、実質的にはまだその辺の細かい実施の推進は進んでいない状況にあります。その中で、町のほうも利便性を見ながら広域化に参加するか、また独自で先ほど言いました運営にするかというのは、また検討していかなきゃいけないと思うんですが。

以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。

ほかにないようですので、愛南町水道事業経営戦略の策定についてを終わります。

続いて10番、消防本部救助工作車更新についてをお願いいたします。

中平消防長。

○中平消防長 それでは、資料10番、消防本部救助工作車更新について説明いたします。

救助工作車は、火災、交通、水難救助など幅広い救助に対応した車両でありまして、平成10年12月に購入した車両でありまして、23年を経過しております。近年経年劣化等により、修繕に伴う部品の調達等も難しくなっている状況や、積載しております資機材におきましても同様に経過していることもあり、時代に合った車両、資機材等への更新が必要であります。購入価格も時代とともに多額となっていることもありまして、まず、議員各位に更新説明をした上で、必要な手続きを行いたいと考えております。また、更新予定は、コロナ禍の影響に加え、車両の安全性能向上によるものや資機材の価格も高騰している状況にあり、総額1億4,000万円程度となっております。

車両・資機材の主な更新内容につきましては、2点ございまして、1つ目はシャーシ5.5トン級消防専用低床四輪駆動方式、排出ガス規制・自動車NOx法等、環境に配慮した改正保安基準適合車両であります。

2つ目は資機材に土砂災害・震災等における資機材を購入し、ほかの資機材も能力・性能の向上したものを兼ね備えた車両を予定しております。また、予算計上時期におきましては、6月補正で、財源は過疎債を考えております。コロナ禍にあることも影響しまして、車両や資機材の納入も時間を要する必要があることから、2か年の継続費で、令和4年度に資機材の購入と併せて車両の発注、令和5年度に車両の購入を考えております。

また、今後におきましては近隣との協力体制もありますので、車両配備等の内容確認や車両の点検を行い、状況の変化に迅速に対応できるよう努めてまいりたいと思っております。

以上、消防本部救助工作車更新についての説明といたします。

○原田議長 報告が終わりました。

これより質疑を受けます。質疑ございませんか。

吉田議員。

○吉田議員 工作車の更新について、これ大分劣化していますので、更新についての反対ではないんですけども、これ、非常に23年間で300件の出動ということでしていきますと、ざっ

と見積もって月1回の出動で23年間で300件と。1回の出動当たり、今回同じような状況で購入していきますと、1億、税は抜いて1億3,100万を23年間で月で割っていきますと1回の出動で47万円かかるわけですよ。そうしますとかなり費用対効果がどうなんかなという問題がありまして、もう少し身の丈に合った、要するに工作車を考えるほうがいいんじゃないかなと思う。特にウインチの850万とかですね、照明の550万と、これ異常に高過ぎるような気がするんですけども、スーパーレスキューで例えば東京だとか関西で大きな高速道路を抱えているところでもそんな設備がないような気がするんですけども、この辺についての精査した状況とかっていうのはどういうふうな形でしょうか。

○原田議長 中平消防長。

○中平消防長 お答えします。私たちも車両の1億4,000万は高いとは思いますが、議員おっしゃったように費用対効果でこの救助工作車を救急車と同様に考えてもろたら、ちょっといけんのかなとは私自身は、この消防の任務として思っております。

ウインチとかスーパー照明器具に関しましては、もっと安いのもあろうとは思いますが、一応業者のほうにこういうのでお願いしますということで見積りはいただいて、こういう金額になっておるのが現実でございます。

以上です。

○原田議長 よろしいですか。

吉田議員。

○吉田議員 工作車の更新についてはこれ全然やってもらいたいというのが希望なんですけども、ただ中身の内容で、確かに費用対効果でどうのこうのということではないんですけども、例えば愛南町の場合、この艀装ですかね、4,300万の内訳ですかね、スーパーレスキューだとコンクリートを破碎するようなそんな器具だとかそういったものも当然完備をしていると思うんですが、愛南町の場合そういう建物自体がそんなにないものですから、その設備を最低限守れるだけの艀装でいいんじゃないかなというふうに思うんですね。

それからウインチについても850万のがどういうものか分かりませんが、通常車を引き上げたりすることですかね、クレーンではなくてウインチで引き上げることですね。そうすると例えば3.6トンまででオーケーなのか、2トンまでなのかという、そういう機材によって価格が全く違うと思うんですね。だからそういう面で身の丈に合った装備を選ぶべきではないかなというふうに思います。

これ当然打合せをしているわけですよ。議事録も残っているわけですよ。そういう比較ですよ。3.6トンだったら幾ら、どこ製の商品だったら幾らという、そういうのも検討した結果の見積りでしょうか。

○原田議長 中平消防長。

○中平消防長 今、議員おっしゃったように、精査してから中身も業者のほうに頼んでからの金額になっております。

以上です。

○原田議長 那須議員。

○那須議員 こういう防災とか教育とか福祉とかいったものに対しては、費用対効果を考えるべきではないと思います。3月に出来るのであれば、当初予算に出されるのであれば、詳しい内容、どういうものかというのは資料をつけてもらいたかったんですが、これ6月に出すんで、またその前に詳しい資料を出して説明していただけますか。

○原田議長 中平消防長。

○中平消防長 そのようにいたします。

以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。

ないようですので、消防本部救助工作車更新についてを終わります。

続いて、11番、消防団員条例の改正（処遇改善）についてをお願いいたします。

中平消防長。

○中平消防長 それでは、資料11番、消防団員条例の改正（処遇改善）についての説明をいたします。

令和3年4月13日付消防庁長官通達により、消防団員の報酬等につきまして基準が策定されました。これは、全国的な消防団員数の減少が背景にあり、年額報酬や出動報酬を一定基準に増額することで、消防団員の処遇改善を図り団員減少に歯止めをかける対策であります。愛南町におきましても消防団員と協議を重ね、基準を下回る年額報酬や出動報酬を増額するよう、消防団条例を改正いたしたいと考えております。

年額報酬額につきましては、団員を基準額である3万6,500円に増額し、併せて基準額に満たない班長、部長、副分団長を基準額として示された地方交付税単価と同額にしたいと思っております。同様に、出動報酬額も、災害出動を基準額である1日当たり8,000円とし、時間ごとで3段階に報酬額を変更するようにしたいと考えております。

また、条例定数につきましては、定期的に見直しをしているところでございますが、前回の見直しから約9年経過しており、人口の減少により現行の定数の確保は難しいかと考え、今回の改正に併せて見直しを行い950人に改正したいと考えております。

なお、消防団員の年額報酬の増額に併せて、消防団員の基本的な活動も見直すこととし、会議、点検、式典は消防団員の基本活動とし、年額報酬に含むことといたしました。

今後の予定としましては、愛南町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正議案を3月議会に上程いたします。

以上、消防団員条例の改正（処遇改善）についての説明といたします。

以上です。

○原田議長 報告が終わりました。

質疑を受けます。質疑ありませんか。

吉田議員。

○吉田議員 改正されることは非常にいいことなんで、これについては反対するつもりは全くありませんが、中で班長と部長の年報酬が今回同じなんですけども、これは何か理由があるんでしょうか。

○原田議長 中平消防長。

○中平消防長 これは国が定めた基準でありまして、それに従った金額としております。

以上です。

○原田議長 よろしいですか。

吉田議員。

○吉田議員 もう一個あります。今回、活動報酬額、出動の出動額が大幅に上がってですね、これはいいことだと思うんですが、一つ例えば行方不明者の捜索についてはどこに該当するんでしょうか。

○原田議長 中平消防長。

○中平消防長 災害に当たります。

以上です。

○原田議長 中平消防長。

○中平消防長 水火災等の3,400円に当たります。

以上です。

○原田議長 吉田議員。

○吉田議員 今回、改正で例えば行方不明者でしたらどれだけ時間がかかるか分かりませんよね。

その場合に、例えば8時間以上経過すると8,000円という形で出動報酬を出すのでしょうか。その確認だけです。

○原田議長 中平消防長。

○中平消防長 基本1日8,000円としますが、続けて継続的な時間もあると思いますので、そのときにはまたその4時間までとか4時間越えた金額を支払いたいと考えております。以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。

ないようですので、消防団員条例の改正（処遇改善）についてを終わります。

続いて12番、第3次愛南町総合計画についてをお願いいたします。

立花企画財政課長。

○立花企画財政課長 それでは、企画財政課から第3次愛南町総合計画策定について説明しますので、資料12、1ページをごらんください。

本件については、11月開催の協議会でも計画策定の中間報告をさせていただいておりますが、今回は、計画策定の最終段階にありますので、指標値を中心に内容を説明させていただきます。説明の内容が前回と重複する部分もございますが、御了承ください。

最初に、1の計画概要についてですが、本計画は、町の最上位計画として、愛南町自治基本条例第24条に基づき、令和4年度から令和11年度までの8年間を計画期間として策定するものです。

2の計画の構成についてですが、大分類といたしましては1から8の内容となります。前回の説明でも触れさせていただきましたが、第3次計画は、総合戦略及び国土強靱化の2つの計画を総合計画に包含することとしております。

3の基本構想については、まちづくりの将来像を「ともに彩を育むまち いろこい あいなん」と設定します。

4の基本計画についてですが、まちの将来像である「ともに彩を育むまち いろこい あいなん」の実現を目指し、5つの政策と23の施策を設定した基本計画を定めます。前回の報告では、調整中の項目がありましたので、3ページの資料1により説明をさせていただきます。

この資料は、政策ごとの体系をまとめた一覧となりますが、指標値の補足説明としまして、基準値については、原則として令和2年度の現状値としており、目標値は、前期基本計画終了年度の令和7年度末までに目指す値としています。基準値が取得予定で目標値に数値のない指標につきましては、第3次計画で新たに設定する指標で、値を今後取得し設定するため、現時点で数値の記載のない項目もございます。

まず、政策1、支えあい健やかに暮らせるまちづくりでは、5つの施策と24の基本事業の構成としています。その中で施策1、次世代につながる子ども・子育て支援の充実は、施策の目指す姿に貢献する成果指標として、保護者による子育てしやすいまちに関する評点とし、基準値76.4点に対して目標値80点を設定しています。2つ目の成果指標は、合計特殊出生率とし、基準値1.12に対して目標値1.5を設定しています。この施策では成果向上を図るため、基本事業に対する成果指標を12項目設定しております。

次に、施策2、高齢者福祉の充実では、成果指標は自立高齢者の割合とし、基準値79.2%に対して目標値80%を設定しています。この施策の基本事業に対する成果指標は11項目設定しています。

次に、施策3、障がい者（児）福祉の充実では、成果指標は町内で生活をしている障がい者の割合とし、基準値95.2%に対して目標値95%を設定しています。この施策の基本事業に対する成果指標は7項目設定しております。

次に、施策4、健康・医療体制の充実では、成果指標を4つ掲げ、65歳以上で介護認定を受けていない町民の割合は基準値79.2%に対して目標値80%、自分で健康と感じている

町民の割合は78.4%に対して80%、65歳未満の死亡率では2.2に対して1.8、町内の医療体制に対する満足度は38%に対して40%の設定としております。この施策の基本事業に対する成果指標は17項目設定しております。

次に、施策5、地域福祉の推進では、成果指標は地域で支え合っていると思う町民の割合とし、基準値67.8%に対して目標値70%の設定としています。この施策の基本事業に対する成果指標は4項目設定しています。

続いて、5ページ、政策2、豊かな自然環境と共生し快適に暮らせるまちづくりでは、4つの施策と14の基本事業の構成としています。その中で、施策1、循環型社会の形成は、成果指標は3つで、最終処分量は基準値1,153トンに対して目標値1,107トン、愛南町のCO₂排出量は、13万5,000トンCO₂に対して12万トンCO₂、公共水域の水質の基準達成率は81.3%に対して100%の設定としています。この施策の基本事業に対する成果指標は11項目設定しております。

次に、施策2、道路環境の充実では、成果指標は愛南町役場から松山市までの自動車での所要時間で、基準値130分に対して目標値130分、町内の道路環境の満足度で、69.7%に対して71%の設定としています。この施策の基本事業に対する成果指標は6項目設定しています。

次に、施策3、公共交通の確保では、成果指標は町内での移動に困らない世帯の割合とし、目標値は60%の設定としています。この施策の基本事業に対する成果指標は5項目設定しています。

次に、施策4、安定的な水道水の供給では、成果指標は水道水に満足している町民の割合とし、基準値91%に対して目標値は91%の設定としています。この施策の基本事業に対する成果指標は8項目設定しております。

続いて、6ページの政策3、活力ある産業を育てるまちづくりでは、5つの施策と20の基本事業の構成としています。その中で施策1、水産業の振興では、成果指標を2つ掲げ、漁業生産額は、基準値181億3,300万円に対して、目標値210億円、漁業経営体数は490経営体に対して500経営体の設定としています。この施策の基本事業に対する成果指標は12項目設定しています。

次に、施策2、農林業の振興では、成果指標を3つ掲げ、農業産出額は基準値23億3,000万円に対して目標値23億3,000万円、林業素材生産量は7,407立方メートルに対して1万立方メートル、耕作面積は1,383ヘクタールに対して1,383ヘクタールの設定としています。この施策の基本事業に対する成果指標は17項目設定しています。

次に施策3、商工業の振興では、成果指標は町内の商工業者数とし、基準値1,144業者に対して目標値1,000業者の設定としています。この施策の基本事業に対する成果指標は4項目設定しています。

次に施策4、観光・物産の振興では、成果指標は年間観光客数とし、基準値79万32人に対して目標値は150万人の設定としています。この施策の基本事業に対する成果指標は10項目設定しています。

次に施策5、雇用・人材確保の推進では、成果指標を2つ掲げ、町内の従業者数は基準値6,310人に対して目標値5,500人、有効求人倍率は、3.54倍に対して3倍の設定としています。この施策の基本事業に対する成果指標は4項目設定しています。

続いて、8ページの政策4、自立と協働による安全安心なまちづくりでは、5つの施策と24の基本事業の構成としています。その中で施策1、協働によるまちづくりの推進は、成果指標は町民、事業者及び行政が協働したまちづくりがなされていると思う町民の割合とし、基準値54.5%に対して、目標値60%の設定としています。この施策の基本事業に対する成果指標は12項目設定しています。

次に、施策2、防災・減災対策の推進では、成果指標を2つ掲げ、自然災害による死傷者数は基準値ゼロ人に対して目標値ゼロ人、自然災害に対する被害戸数は、ゼロ棟に対してゼロ棟の設定としています。この施策の基本事業に対する成果指標は10項目設定しています。

次に、施策3、消防・救急体制の充実では、成果指標を4つ掲げ、1万人当たりの火災発生件数は基準値5.39件に対して目標値2件、火災による損害額は、2,027万6,000円に対して100万円、救急車の平均到着時間は、10分に対して9分、救急車の平均収容時間は、41.6分に対して39分の設定としています。この施策の基本事業に対する成果指標は9項目設定しています。

次に施策4、暮らしの安全対策の推進では、成果指標を2つ掲げ、交通事故発生件数は基準値17件に対して目標値は15件、刑法犯認知件数は65件に対して60件の設定としています。この施策の基本事業に対する成果指標は8項目設定しています。

次に、施策5、効果的・効率的な行財政運営の推進では、成果指標を4つ掲げ、総合計画（施策・基本事業）の成果指標目標値の達成割合は目標値50%、町の財政運営が効果的・効率的に行われていると思う町民の割合は、基準値80.4%に対して目標値90%、実質公債費比率は8.1%に対して8.7%、将来負担比率はゼロ%に対してゼロ%の設定としています。この施策の基本事業に対する成果指標は15項目設定しています。

続いて10ページ、政策5、豊かな心と文化を育むためのひとづくりでは、4つの施策と15の基本事業の構成としています。その中で施策1、学校教育の充実では、成果指標を4つ掲げ、楽しい学校生活を送っている児童の割合は基準値93.7%に対して目標値95.5%、児童が楽しく学校生活を送っていると思う保護者の割合は、95.7%に対して95%、楽しく学校生活を送っている生徒（中学生）の割合は、88.7%に対して95%、生徒が楽しく学校生活を送っていると思う保護者の割合は、91.7%に対して95%の設定としています。この施策の基本事業に対する成果指標は16項目設定しています。

次に、施策2、生涯学習の充実では、成果指標は、生涯学習に取り組んでいる町民の割合とし、基準値15.2%に対して目標値20%の設定としています。この施策の基本事業に対する成果指標を9項目設定しています。

次に、施策3、スポーツの充実では、成果指標を2つ掲げ、スポーツ活動に親しむ町民の割合は基準値31.7%に対して目標値33%、各種スポーツ団体・クラブに加入している町民の割合は、11.5%に対して13%の設定としています。この施策に対する基本事業の成果指標を9項目設定しています。

次に、施策4、人権尊重・男女共同参画の実現では、成果指標を2つ掲げ、この1年間に、自身の人権が侵害されたと感じたことがある町民の割合は基準値8.5%に対して目標値は7%、出身、性別、国籍、年齢、病气、障がいの有無等の人権に係る差別をしてはならないと考える町民の割合は、97.9%に対して100%の設定としています。この施策の基本事業に対する成果指標は3項目設定しています。

以上が基本計画の概要の説明となります。11ページ以降は、最終段階での計画内容を添付しておりますが、こちらの内容は割愛させていただきますので、後ほどお目通しいただければと思います。

1ページに戻っていただきまして、最後に5の今後のスケジュールについてですが、今月下旬に総合計画策定推進委員会を開催し、答申を予定しております。年度内には総合計画及び概要版の製本を完了し、4月に第3次愛南町総合計画の公表を行う予定としております。

以上、第3次愛南町総合計画の策定についての説明といたします。

○原田議長 報告が終わりました。

質疑を受けます。質疑ありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 これ、まとめるのも非常に年月もかかり大変なお仕事だったと思います。お金もたくさんかけてつくられるので、大変なものだとは思いますが、せつかく今後8年間の最上位となる計画がようやくできようとしているので、私たちもこれ、愛南町議会の場合は議会の議決案件ではないのでこうやって説明を受けたら終わりになってしまうんですけども、ぜひこの総合計画の中でも出てきています協働のまちづくりということを重視していくわけですから、ぜひ町民の皆さんにこれを理解していただける機会をつくっていただけたらと思います。説明会を最低でも、そして町民の方からの感想なり意見なり、次回はこういうふうにしてほしいというような意見も、建設的な意見も出てくると思います。ぜひその点を考慮いただけたらというのが意見です。

○原田議長 立花企画財政課長。

○立花企画財政課長 お答えさせていただきます。

御意見頂きましたとおり、行政だけではなくて様々な方々の共通理解と認識を持って取り組んでいくことがまちづくりの大きな根幹になるかと思えます。そのようなことを踏まえまして、一応、第3次総合計画が策定が完了しました後に、一応ボリュームがあるものですから概要版のほうを策定をいたしまして、その分につきまして、来年度、4月か5月になろうかと思うんですが、各世帯のほうにまずは配布をさせていただく予定を考えております。

説明会を開いていただければという御意見ではあるんですが、現時点では、先ほど申しました概要版におきまして町民の方々、事業者の方々にも御理解をまずは願いたいというふうに考えております。その後、機会があるたびにいろいろ御意見のほうは承っていきいたいというふうに考えております。

以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。

少林議員。

○少林議員 この総合計画、前ももちろんどんどんと脈々と8年ごとにされてきたんですよ。大体同じ項目かどうかというのをまずはお聞きしたいと思います。

○原田議長 立花企画財政課長。

○立花企画財政課長 総合計画、愛南町が発足して以降、策定をしております。第2次計画と現時点策定を取りまとめを行っております第3次計画の相違点につきましては、11月29日に報告させていただきました資料の中の15ページ、16ページに主な変更点をまとめた資料がございますので、また後ほどお目通しをいただければというふうに思います。

以上です。

○原田議長 少林議員。

○少林議員 ということは、今年を立てる前には当然過去の分析があるわけですよ。目標、具体的にこうやって特にこの項目はできなかつた、どんな原因だと、こういう検証をしたと、だから次の目標をこうしたという説明がそこにされているということですかね。

○原田議長 立花企画財政課長。

○立花企画財政課長 お答えさせていただきます。

先ほど申し上げた資料ページにつきましては、大まかな見出しのところの変更点というところで取りまとめをさせていただいております。

その後の資料添付のところになるんですけども、第2次計画において例えば特に達成できた項目、あるいは逆に達成できなかった項目、そちらのほうは別ページとしまして、総合計画の中にまとめておりますので、その辺につきましても資料のほうは提示をしておりますので、御確認をいただければと思います。

○原田議長 ほかにございませんか。

立花企画財政課長。

○立花企画財政課長 補足の説明をさせていただきます。

本日の資料の55ページ、56ページに先ほど申した資料のほうを掲載させていただいております。

以上です。

○原田議長 それでは、以上で第3次愛南町総合計画についてを終わります。

続いて、愛南町公共施設等総合管理計画の改訂についてをお願いいたします。

立花企画財政課長。

○立花企画財政課長 引き続きまして、企画財政課から愛南町公共施設等総合管理計画の改訂について説明をさせていただきます。資料13、1ページをごらんください。

1の改訂概要につきましては、平成29年3月に愛南町公共施設等総合管理計画を策定しておりますが、改訂の背景として、平成30年2月に国の公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針の改訂が行われ、この改訂を受けて、現行の愛南町公共施設等総合管理計画を新たな策定指針に基づき、個別施設計画の内容を踏まえて改訂するものであります。

続いて2の改訂内容ですが、大きく分けて3つございます。

まず、1つ目は、国の指針改定により公共施設等総合管理計画に記載すべき必須事項が追加されたため、次の5つの項目を追記しております。

- ① として、施設保有量の推移を、推移は平成27年度末時点と令和2年度末時点での施設保有量の増減を13ページに記載しております。
- ②として、有形固定資産減価償却率の推移を、有形固定資産減価償却率とは、保有している有形固定資産のうち、償却資産の取得価額に対する減価償却累計額の割合を算出したもので、14ページに推移を記載しております。
- ③として、過去に行った対策の実績を、具体的には、個別施設計画の策定、建築系公共施設の削減、指定管理者制度の導入などを、17ページに記載しております。
- ④として、PDCAサイクルの推進方針を、⑤として、ユニバーサルデザイン化の推進方針を、新たに計画に追記しております。

2つ目は、令和3年3月に策定した個別施設計画を盛り込んだことによる改訂であります。47ページをごらんください。

現行の公共施設等総合管理計画の第2項更新等費用の将来見通しは、建築から一定年数経過したときに単純更新をした場合で見込みを立て、平成29年度から60年間の更新費用年平均額は約33億円を見込んでおりました。

50ページをごらんください。

今回、個別施設計画を反映したことにより、令和21年度までの施設ごとの将来更新費用の年平均額の推計は約18億円となっており、現行計画と比べ、年平均15億円の減となっております。

3つ目は、現時点での基礎的な数値の更新や、町の現況を踏まえた表記の時点修正をしております。

最後に、1ページに戻っていただき、3の今後のスケジュールについては、今年度末の公表に向けて、明日2月17日からパブリックコメントを行い、その後、町ホームページにて公表を行う予定としております。

以上、愛南町公共施設等総合管理計画の改訂（案）についての説明といたします。

○原田議長 報告が終わりました。

質疑を受けます。質疑ございませんか。

金繁議員。

○金繁議員 パブリックコメントを募集されるということなんですけど、これ事前告知はされますか。計画していなかったら、ぜひ事前告知を防災無線なりでしていただけたらと思うんですが。

○原田議長 立花企画財政課長。

○立花企画財政課長 事前告知のほうは執り行いたいというふうにさせていただきます。

○原田議長 ほかにございませんか。

ないようですので、愛南町公共施設等総合管理計画の改訂についてを終わります。

続いて、14番、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてをお願いいたします。

立花企画財政課長。

○立花企画財政課長 引き続き企画財政課から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について説明させていただきます。資料14、1ページをごらんください。

初めに、1の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（通常分・事業者支援分）についてですが、（1）として、愛南町の令和3年度の交付限度額は3億8,016万2,000円となっております。国の各年度における予算の内訳は記載のとおりですが、この臨時交付金は、昨年度と同様に地域の実情に応じて実施する新型コロナウイルス感染症対応関連事業の財源に充てられることから、新たな対応支援事業の実施、既存事業の拡充や財源更正を必要に応じて行うこととしており、令和3年度の交付金充当予定額は1億7,991万7,000円、令和4年度の交付金充当予定額は2億24万5,000円を見込んでおります。

次に、2の新型コロナウイルス感染症対策事業の概要についてですが、臨時交付金を活用し実施する事業として、（1）の令和3年度は、事業数は25事業、事業費は2億5,396万4,000円を見込んでおります。所属ごとの内訳としまして、農林課が農業共済支援事業の1事業、水産課が漁業共済支援事業などの3事業、商工観光課が持続化給付追加金事業などの10事業、保健福祉課が災害時防疫対策事業などの11事業となっております。

3ページ、（2）の令和4年度交付金充当予定事業は、事業数は17事業、事業費は1億8,383万7,000円を見込んでおります。所属ごとの内訳としましては、総務課が文書管理システム電子決裁導入事業などの3事業、企画財政課が大学生等生活応援ふるさと小包事業の1事業、農林課が農業共済支援事業の1事業、水産課が漁業共済支援事業などの2事業、商工観光課が商工業者利子補給事業などの5事業、保健福祉課が災害時保健対策事業などの2事業、高齢者支援課、学校教育課及び消防本部はそれぞれ1事業となっております。

次に、4ページ中段、3の営業時短協力要請推進枠分の概要についてですが、この事業は、愛媛県のまん延防止措置に係る営業時短要請に応じた飲食店等への協力金で、既に事業は完了しており、交付金充当額は7,480万9,000円となっております。

最後に、令和4年度当初予算計上により、企画財政課で実施予定の事業概要について説明しますので、5ページをごらんください。

事業名は、愛南町大学生等生活応援ふるさと小包事業になります。

1の実施目的は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活に困窮している学生や、リモート授業により外出する機会が減ってストレスを感じている学生に地元産品を届けることで、生活支援やリフレッシュの一助となるよう応援するものです。

2の事業実施期間は、令和4年6月1日から令和4年12月31日までの7か月で、発送は2便に分けて行います。

3の対象者についてですが、申請者は対象となる大学生等を扶養している保護者、発送先対象者は町外の大学・短期大学等に在学している学生とします。

4の事業費は、1回当たりの経費は5,000円、発送先対象者数は470名を見込み、事業費は470万円を計上する予定としております。実施方法及び周知方法は、資料に記載のとおりであります。

以上、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についての説明といたします。

○原田議長 報告が終わりました。

質疑を受けます。質疑ありませんか。

金繁議員。

○**金繁議員** 大学生等生活応援ふるさと小包していただけるようになって、とてもよかったです。ぜひ就職情報とか、町内ですね、それから奨学金情報等についても同包してあげていただきたいと思います。これは希望です。

それともう1点、臨時交付金の使途についてなんですけれども、以前広報あいなんに載せていただきました。そのときですね、一部の支出について掲載されなかったんですけれども、今回はそういうことなく広報あいなん、そしてホームページに掲載していただきたいという希望です。いかがでしょうか。

○**原田議長** 立花企画財政課長。

○**立花企画財政課長** お答えさせていただきます。

令和2年度は広報締めの関係上、一分抜粋の掲載とさせていただきます。今回資料で取りまとめさせていただいておりますが、令和3年度につきましては、ある程度事業数が2年度に比べて減少しておりますので、スペースの関係上もあるかとは思いますが、全事業抽出で広報誌の構成をまずはお願いしたいと考えております。

それと令和4年度の事業の掲載につきましては、今後、令和4年度以降の補正予算のものも幾つかございます。4年度実施予定につきましては、広報の掲載時期については、ちょっと企画財政課のほうである程度まとめた形の掲載とするのか、予算承認を頂いたもののみ掲載をするのか、ちょっと考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○**原田議長** ほかにございませんか。

ないようですので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については終わります。

ここで暫時休憩します。

(休憩)

○**原田議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番、旧赤水小学校解体についてをお願いいたします。

岩井学校教育課長。

○**岩井学校教育課長** 旧赤水小学校解体につきまして、説明させていただきます。

資料15をごらんください。

旧赤水小学校は、閉校後、校舎については使用しておりません。体育館とグラウンドについては、現在も社会体育等で週数回利用しております。

今回、赤水地区より、近年の大雨において、校舎内とプールに雨水が浸水し、グラウンドの土も流されるような状況が発生しているため、敷地内の排水路の改修・整備及び校舎・プールの解体の地区要望がありましたので、アスベストの含有量調査と設計業務を令和4年度の当初予算に計上したいと考えております。

なお、体育館については現施設を残し、今回の排水路改修・整備については、担当課と連携を図りながら対応していきたいと考えております。解体工事については、アスベスト含有調査結果を踏まえた設計業務が完了後、補正予算で計上させていただきたいと考えております。

以上、説明といたします。

○**原田議長** 報告が終わりました。

質疑を受けます。質疑ありませんか。

質疑がないようなので、旧赤水小学校解体については終わります。

続いて16番、旧城辺幼稚園解体についてをお願いいたします。

浅海総務課長。

○**浅海総務課長** 旧城辺幼稚園解体につきまして、説明させていただきます。

資料16をごらんください。

旧城辺幼稚園は、社会福祉協議会が退去して以降、有効に活用できていない状況です。また、建物は築50年以上を経過しているため、雨漏り等による損傷が激しく、今後、大規模改修を行い、その上で有効活用を図るというのは現実的ではありません。

今回、地震や台風等の自然災害による、建物の倒壊等も想定され、近隣住民へ被害を及ぼす可能性も考えられることから、設計業務とアスベスト含有量調査を令和4年度の当初予算に計上をしたいと考えております。

あと学校教育課同様、その後、令和4年度中の補正予算で実施設計等を行いたいと考えております。

以上です。

○原田議長 報告が終わりました。

質疑を受けます。質疑ありませんか。

質疑がないようなので、旧城辺幼稚園解体についてを終わります。

続いて、執行部との協議に移ります。

一本松支所庁舎整備における協議についてをお願いいたします。

清水町長。

○清水町長 この件につきましては、12月議会での金繁議員の一般質問の中で、誤解を与えるような答弁をしたこと、改めておわびを申し上げます。ただ、耐震不足であります現支所の庁舎をいつまでも使用するという事は、一本松地域の住民の方々にも大変大きな不安を与えるとともに、業務を行う支所職員にとっても決して好ましくないという状況があることから、先般申し上げましたように、議員各位の御意見を伺いながら、今後の方針を決めていきたいと考えておりますので、その点、よろしくをお願いいたします。

なお、一本松支所長のほうから改めて現状及び検討経緯につきまして説明していただきます。

○原田議長 尾崎一本松支所長。

○尾崎一本松支所長 それでは、一本松支所庁舎整備について、資料説明に基づき御説明をさせていただきます。

まず1の現支所庁舎の耐震化に関する愛媛県への報告状況について、(1)の要安全確認計画記載建築物については、平成29年4月に愛媛県耐震改修促進計画が改正をされ、一本松支所庁舎が災害対策拠点施設として、要安全確認計画記載建築物に位置づけられ、第2次耐震診断の実施及び耐震化の有無について報告が求められたことから、平成29年度に第2次耐震診断を実施しております。愛媛県への報告につきましては、建て替え及び移転について、現在、検討中としております。実施時期は未定で、報告内容に変更が生じた場合には随時報告することとしております。

第2次耐震診断の結果につきましては、コンクリートの圧縮強度が、1階が16.7ニュートンパー平方ミリメートル、2階が13.9ニュートンパー平方ミリメートル、3階が8.2ニュートンパー平方ミリメートルで、3階部分が耐震化の基準値となります9ニュートンパー平方ミリメートル以下となり、撤去が必要という結果で、3階部分の壁や天井の崩落、2階部分の雨漏り等、内部の壁や外壁にひび割れも見られる状況となっております。

続いて、(2)の今までの検討状況については、平成29年度に第2次耐震診断を実施、平成30年度に、現支所庁舎の耐震補強をした場合の概算費用として、照明をLEDに変更するとした場合を含めて約2億3,200万円と試算されております。また、支所庁舎の建築年数や費用対効果の面で耐震化が難しい場合、建て替える必要があることから、支所、保健センター、公民館の機能を複合して新築をするとした場合、RC造2階建て約1,272平米で約5億5,800万円と試算をされております。

なお、これらの資料を基に当時の一本松地域の4名の議員の皆様へ御意見を頂いております。

令和元年度には、一本松地域の行政協力員会議を活用し、支所庁舎の耐震化等の課題について、検討をいただきました。このほか、支所解体した場合の費用としてまず石綿除去費用等で約470万円、旧車庫及び旧書庫を除く支所庁舎のみの概算工事費として約2,800万円と試算されております。さらに令和2年度には、周辺施設に支所機能を移転した場合の概算改修工事費として、公民館となっております一本松山村開発センターの場合には、増築面積が約130平米で総面積約1,185.76平米となり、費用のほうは約3億1,100万円、一本松保健センターの場合には、増築面積が約196平米、総面積約697平米で、約1億2,000万円と試算をされております。

令和3年度には、既に御説明をさせていただきましたが、一本松支所庁舎整備検討懇話会により、これまでに試算をされた数値を参考に、意見書の提出をいただいております。

最後に別添資料としまして、一本松支所、一本松山村開発センター、一本松保健センターの配置図や写真、施設概要を記載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

以上、資料説明とさせていただきます。御協議、よろしくお願ひいたします。

○原田議長 木原副町長。

○木原副町長 この件につきましては、冒頭町長から発言させていただきましたように、議員の皆さんの率直な御意見をお聞かせいただき、今後の方向性を見出していきたいと考え、本日、協議のテーブルに上げさせていただきました。ただ、一本松地域の議員各位には、状況等十分に把握されておられることと思っておりますが、ほかの議員各位におかれましては、実際に現場を、また各施設を見なければ、なかなかイメージもできにくいのではないかと思います。

そのようなことから、よろしければ3月議会が終わりましたら議員の皆様々に現地視察をしていただき、それを踏まえて改めて御意見を伺わせていただくということにさせていただければというふうに思っております。いかがでしょうか。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 一本松支所庁舎を整備する協議をこれからしていきたいということなんですけれども、まず前提が欠けていませんか。先ほど総合計画の中で、一本松の人口、10年後、20年後激変しますよね。そして、役場の仕事もどんどんデジタル化されます。いろんな書類がオンラインでできるようになるでしょう。そうしたときに、支所の役割って変わってくるでしょう。人口が減ってデジタル化が進み、そのビジョンが全くないんですよ。また箱物ありきの話が出てきている、そんな感じだから、町民の方たちも要らん要らんと言っているんですよ。

まずはしっかりと10年後、20年後の庁舎の役割、仕事の内容、それを出してください。それからでしょう、協議するかしないかは。

○原田議長 尾崎一本松支所長。

○尾崎一本松支所長 今、金繁議員言われた庁舎も、今、愛南町の場合には一本松も含めまして内海、西海それぞれ支所がございます。人口の高齢化、人口減少等も財政課のほうから資料を頂いて住民の懇話会の中でも検討していただきましたけども、やっぱり高齢化が進むにつれて移動の手段っていうのもますます問題になってくるんだろうなと思います。現支所庁舎で反対されているという議員の御意見は、私の中ではそういう認識を持っておりませんが、現支所庁舎の老朽化、経過年数踏まえまして、53年というものが建っている現状を地域住民の方々、懇話会の委員の方々も含めて、何とか早急に改善をしたい。いつ地震というのはあるか分からないということもありまして、金繁議員が言われる将来的なビジョンというのは当然私も理解をしているつもりですけども、現状のまま放置をしておることによってちょっと問題を感じております。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 尾崎支所長の頭の中で描いてても町民の理解は得られないんですよ。支所を新たに建

てたい、整備したい、その理由、必要性というものをしっかりとまず出してください。中長期計画を。それからじゃないですか。私、その懇話会、8人の委員によって行われました会議はたったの2回、視察に1回行って新築したところを見てこられただけです。その議事録を見ても、そのビジョン、全く共有されていませんよね、委員の方たちに。委員の方たちにまずそれを共有するべきやなかったですか。10年後、20年後、一本松地域はこうなります。支所の役割はこう変わります。役場の仕事もこう変わるかもしれません。デジタル化を誰も抑えられないでしょう。

少なくともそういうビジョンを、客観的な資料を作る努力をしてください。そうでなければ、一本松住民も愛南町民も納得できないですし、協議を始めること自体に同意を得られないと思いますよ。

公共施設の個別計画の中には、一本松支所の耐震をチェックするとありまして、これは諦めるということですがけれども、保健センターに統合することを検討すると書いてあります。でもなぜその統合するところに増築面積200平米も増やすことがぼっと入っているんですか。これだって納得できませんよ。これこそ10年後、20年後の役場の仕事、一本松地域の人口、支所の役割あってこそこの面積、どうはじいたのかということを出すべきでしょう。そういうことを懇話会の委員も知らされないままどうしよう、新しいの欲しいね、防災拠点欲しいね、そういう曖昧な話だけで進んでいる、それは役場の仕事として、私はあってはならないと思います。

○原田議長 尾崎一本松支所長。

○尾崎一本松支所長 公共施設計画の現状につきましては、先ほど御説明しましたとおり、平成29年度以降様々な検討をしております。現支所庁舎の耐震化の問題、耐震化が難しいとしたときに建て替える必要があることから、新築の試算をしたと、今ほど御説明したとおりなんですけれども、懇話会の委員の中で議事録の中に全て読み取れない部分もあると思いますけども、委員の方々の誤解を招くようなことがあってはいけませんので、御説明だけしますけども、人口規模の問題も含めて、将来の支所の機能も含めて、人口減少も含めて、委員の方々の中ではですね、議論はしております。そこを無視して新しいものを建てたいというだけの議論ではないということは御説明させていただきたいと思います。

以上です。

○原田議長 吉田議員。

○吉田議員 一本松庁舎の整備のこの協議の段階で、耐震化の問題がやっぱり一番大きいと思うんですね。建物ありきではなくて、まずこれ協議をしたいということですから、まず副町長が言われたとおり、まず視察をしてみてもいいですね、本当にこれが耐久化に耐える、耐えられない、いつ倒壊してもおかしくない、そういった状態から、今後の10年先、20年先のビジョンをなかなか今の段階でつくるというのは難しいことなんで、まず現状をよく把握してそれから協議に入っていくという、そういう提案ですから、一度言われたとおりですね、視察を一回してみてもいいですね、そこから協議をしていく、これは筋ではないでしょうか。ビジョンを先につくってそこから入っていくと、またこれから五、六年かかっていくわけですよ。地震が来たときに、もし倒壊した段階で誰が責任を取るかというと町の責任になるわけですから、それは早めに手を打って協議に入っていくという筋ですから、副町長の言われたとおりまず視察をしてみてもいいですね、協議に入っていくということがいいのではないかと私は思います。

以上です。

○原田議長 石川議員。

○石川議員 この1月にですね、地震があつてかなり皆さん揺れてすごく心配したと思います。そんな中で、こういう危険な建物で働かされている役場の職員もいらっしゃるので、私はこれ、一本松庁舎をなくすのか、なくさないのかというような論議じゃなくて、私はやっぱり庁舎は一

本松の木材を使ってでも安く造るような方法もあろうかと思います。防災の観点からしても、庁舎がなかったらそれは不便だと思いますし、特に正木地区や高齢の方、この方々の利便性を考えたときに、私は庁舎をなくす議論というのではないんじゃないかというふうに思います。

だから、私は視察に行つてですね、協議を進めていったらいいんじゃないかと私は思っております。

○原田議長 嘉喜山議員。

○嘉喜山議員 私はですね、既にもう現地3施設見たわけなんですけど、もうこれは耐えられないなということで、早急な改築が必要だろうと思っております。それで、先ほど言われたように、ほかの議員も現地を見てもらって、そこから進めていくのが筋だろうと思っております。その支所をなくすというのは、私は反対です。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 私は、支所をなくすという話は全くしてませんので、その点よろしくをお願いします。

○原田議長 ほかに御意見ございませんか。

我々議会としてもですね、これから町ともこれは協議をしていくわけですし、先ほど何人かの議員からも意見も出ましたが、実際にやっぱり今の庁舎、どういう状況なのかというのを、やはり我々も実際行ってから確認をする必要があろうかと思っております。一本松の議員は分かっていると思うんですけど、ほかの議員はまだ行ってそういう確認をしていないと思うので、一回今度、先ほど副町長も言いましたが、3月議会終わったら一回見に行くのも一つの手ではないかと思っておりますが、どうでしょうかね。それからまた協議に入ると。

金繁議員。

○金繁議員 はい、分かりました。それで私も賛成です。

1点だけ、先ほど吉田議員がおっしゃいましたけれども、ビジョンを描くことは難しいということでした。確かに難しいことです。ただ、私がポイントに置いているのは、仕事の量ですね、人口がこのぐらいになったら仕事がこのぐらいになる、人員がこのぐらいになるというおおよその推測というのはできるはずですよ。それを最低限出していただけたらと思います。協議が始まるところで、お願いします。

○原田議長 吉田議員。

○吉田議員 私はビジョンが必要ないということは言っていないです。10年後、20年後のビジョンを描くのは難しいので、短期・中期で見た場合のビジョンというのは、これは当然必要なことです。先ほど西海の件もありました。これ防災の一環として道を付けたり一本松庁舎もそうですし、これを防災の一環でこういう計画をですね、しているわけですよ。そういう面では、多分期間のビジョンというのはあると思いますので、それを詳細に見て行く、我々がチェックをしていくということも当然必要ですから、ビジョンが決して要らないということは私も申し上げておりませんので、そこは御理解をしていただきたいと思います。

○原田議長 山下議員。

○山下議員 ここで我々が幾ら議論しても、一番やっぱり大切なのはその一本松の地区の人の考えなんです。一本松の地区の人がどうしてももらいたいのか、それを一番にやっぱり考えていくのが今ベストな方向だと思うので、やっぱり一度視察に行つて、それから順次協議していったらいいんじゃないですか。

以上です。

○原田議長 尾崎一本松支所長。

○尾崎一本松支所長 金繁議員のほうから業務の量というようなお話があったと思うんですけども、資料の中にですね、それぞれの一本松の支所の庁舎の場合、開発センターも含めまして業務の内容というのを記載をさせていただいております。支所のほうにつきましては人数も少な

いということもありますけども、様々な地域の住民相談、災害時等の地区要望等も含めまして、現場の確認であるとか少ない中もいろんな住民対応、相談業務等に対応しているという状況です。公民館につきましては、公民館の事業をしているというようなことでございます。

保健センターにつきましては、主に貸館ということがメインになっておりますので……

(発言する者あり)

○原田議長 ちょっとまだ発言しているので。

○尾崎一本松支所長 量を数字でということは、ちょっと今のところ考えておりません。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 ここに業務内容として書かれてあるのは住民票発行等の窓口業務、保健センター、相談業務云々ですけれども、私がポイントアウトしたのは最後におっしゃったとおり量ですね。人口減少等に伴う窓口業務の量、それは推測できるはずですから、企画財政課がしっかりと出されていますので、共同して出してください。

以上です。

○原田議長 それでは、今後、議会として、一回、一本松支所を見に行くと、そういうことでよろしいでしょうかね。

(「はい」と言う者あり)

○原田議長 じゃあ、そのようにしていきます。

それでは、執行部との協議を以上で終了いたします。

それでは、続いて議会協議に入ります。

まず1番、議会におけるコロナ対策についてを協議していきます。

これは本多事務局長より説明をしていただきます。

本多事務局長。

○本多事務局長 議会におけるコロナ対策について説明をさせていただきます。

コロナ感染が身近になっております。議会の新型コロナウイルス感染症発生時の緊急対応のとおり、不織布マスクの着用、登庁時の検温実施など一層の体調管理をお願いいたします。

37.5度以上の熱や風邪症状のあるときは登庁前に事務局へ連絡をお願いいたします。

仮に陽性になった場合は公表することになっておりますので、事務局へ御連絡をお願いいたします。

また、症状が発現した日の2日前から感染可能期間になります。その間に会議等で接触の状況があれば、感染している可能性があり、7日間の自宅待機を要することになります。事務局では陽性者からの聞き取りにより接触のあった方をリストアップします。その時点で事務局から一旦欠席をお願いする場合があります。保健所等関係機関との協議を経て濃厚接触者と判断された方は、指示に従い7日間自宅待機をお願いいたします。

以上です。

○原田議長 ただいま局長より説明がありました。これについて質疑はありますか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 質疑がないようですので、議会におけるコロナ対策についてを終了いたします。

続いて2番、議会活性化特別委員会における研修についてを議題といたします。

本多事務局長。

○本多事務局長 2月18日、金曜日、あさってなんですけど、午前10時から大会議室において早稲田大学マニフェスト研究所事務局長、中村健先生を講師に、議会基本条例について、オンラインで研修を実施することになりましたので、御報告いたします。

この研修は講師の御厚意により、委員外議員の皆様、また一般の方も傍聴可能としています。どうぞよろしくをお願いいたします。

以上です。

○原田議長 ただいまの件について、何か質疑ありますか。

いいですか。活性化の委員長、いいですか。

それでは、続いてその他に入ります。

その他の1番、議会報告会開催要望についてを協議いたします。

これは、先月住民グループの愛南町を明るくする会から議会報告会、いわゆる意見交換会の開催についての要望が出ております。回答は先月の31日までとありましたので、今日、皆さんでこれを協議するというようにしておりますので、この件につきまして、皆さんの御意見を伺いたいと思います。

ありますか。

吉村議員。

○吉村議員 これ開催要望の前に、この間の、冒頭当事者がお断り、謝罪されましたけれども、この経過を先に議会に報告するのが、議員に報告するのが筋やないんですか。我々新聞でしか知らないので。これ、議長宛てに来てこうこうという部分を、我々議員に共有するのが当然のことでしょう。経過を報告してください。

○原田議長 1月の何日やったかな、1月の20日、先ほど申しました住民グループの愛南町を明るくする会から議会報告会ですね、意見交換会を開催して、その経緯について説明をしてほしいという要望書が出ました。それで回答といたしまして、私は今日この場で協議をするという回答を出しておりましたので、今日、皆様にお諮りするということです。

吉村議員。

○吉村議員 いや、そのお諮りはいいんですけども、その前にこれ議会に住民の方からこれ突きつけられた問題でしょう、これ個人情報というのは。振り返れば12月議会に議長は個人情報で走り回ったわけでしょう。それが今回こういうことで住民の方から抗議文も来とる。これ、我々牽制機関の議会として、これ、一番真摯に議会として捉えるべき問題やないんですか。個人情報をどう捉えとんのですか、議長は。その経過を報告してください。

○原田議長 先ほど、冒頭に石川議員からも謝罪がありましたが、内容については皆さんも知っていると思うんですけど、署名についての確認を行ったと、戸別訪問をして行ったということです。

吉村議員。

○吉村議員 それは冒頭、謝罪がありましたけども、個人情報の取扱いを議長がどうされとるんですか。

○原田議長 それはもう十分……

○吉村議員 その経過をまずみんなに報告する義務があるんじゃないんですか。

○原田議長 ですから……

○吉村議員 だから我々のタブレットに個人情報の取扱いというのが入ってきたわけでしょう。

○原田議長 ええ。ですからタブレットに入れました。配信しました。

吉村議員。

○吉村議員 結局、石川議員が戸別訪問でこうでというのは記事で読みましたけども、何でこれを石川議員が、そこに2名の議員に知らせたと新聞には書かれておりますけども、これ議長宛てに出された部分が何でそういう形で出てくるんですか。

○原田議長 すみません、私ちょっと間違っておりました。今度のこの意見交換会の要望は、問責についての説明ということなんで、説明をしてくれと、その意見交換会で、そういうことです。すみません。内容はそれでした。

吉村議員。

○吉村議員 それは分かりました。でですね、今言いよった個人情報の取扱いですよね、これはそ

したらこの協議会でお茶を濁すような話やないと思うんですが、どのような取扱いにするんですか。

○原田議長 取扱いですか。

○吉村議員 はい。議長として。

○原田議長 ですから……

○吉村議員 だから我々にタブレットで取扱いには十分注意してくれと、議長名で入っています。

○原田議長 ええ、出しましたよ。

○吉村議員 それで終わりですか。そんなに単純な問題ですか、これ個人情報。それを聞きたいんです。

○原田議長 再度じゃあここであれですか。

山下議員。

○山下議員 今、吉村議員が言われたことは、議長、ちょっと説明不足で、議長は石川議員を議長室で厳重注意したんでしょう。

○原田議長 しましたよ、それもタブレットに配信しとると思います。

○山下議員 それ吉村議員、やっぱりここで口頭でその説明要るんですか。そのタブレットで報告をただけで。

えっとこれ、私も今回のことで、その署名のコピーですよ、コピー。コピーを持って回ったことがこれ一番個人情報違反に当たるんじゃないかということなんで、これは議長がコピーをして石川議員に見せること、これはタブレットであったように議員は非常勤の公務員、特別職なんで、そのコピーを見せること自体議長が間違った行動ではないんで、問題はそのコピーを持ち出した石川議員の行動なんで、行動に非があるんで、石川議員は認めて謝罪したということで、私はこれ議会がどうか、議会として議長はちゃんと厳重注意しとるんで、これで終わるような問題じゃないかと私は思いますが。それを議長の責任でどうなんか、議会はどうかという問題では。

私はこれは個人、石川議員個人の問題だと思うんですが。

○原田議長 すみません、今の協議なんですが、議会報告会をどうするかということちょっと皆さんに問いかけておるんで、これについての意見をちょっと求めたいんですが。

金繁議員。

○金繁議員 確認させてください。今、山下議員がおっしゃった、コピーをして渡した、それを持って回ったのが石川議員だったということなんですけど、じゃあ、20日当日は、事務局であれをコピーして議長が渡されたということで間違いはないですよ。

○原田議長 コピーをしたのは本人です。

○金繁議員 じゃあそういうことで分かりました。

○原田議長 今、協議しているのは、議会報告会、意見交換会どうするかなんです。これについてちょっと御意見頂きたいんですが。

鷹野議員。

○鷹野議員 もちろん開催要望に関しては、もちろん年に1回以上するという方向性でいいんですけど、今このコロナ禍で開催というのは、したくでもできない状況だと思います。各観光施設や公共的施設、全部閉館しているわけで、開催はできないと思います。

以上です。

○原田議長 という意見がありますが、ほか何かございませんか。

少林議員。

○少林議員 ここで問題が今2つですよ、テーマとしては、1つは問責決議そのものに関してというのと、その次にさらにまたこれが来ていますけれど。

(発言する者あり)

- 原田議長 議会報告会をどうするかなんです。
- 少林議員 そうそう、議会報告会……
- 原田議長 それを聞きよるんです、今。それを、皆さんの意見を聞きよるんです。
- 少林議員 はい。この間の議会報告会するとき、最後、御婦人が私が1人で行ってもちゃんと言うこと聞いてくれますかって言われて、少林議員言われて、はい言われて、たしか吉田議員もはいって言ったことがあると思いますが、そうやって1人でもちゃんと聞きますよと言っておるのですね、例えば380名の要望を持って来られたわけですよね。それに対してのやっぱりきちっとした説明責任はあるわけで、これは議会としてちゃんとせんといけんのやないかと私は思います。たくさんの町民の方から12月議会の後相当、相当いろんな方からあれしました。憤慨のあれを。
- 原田議長 だから少林議員、議会報告会をどうするかなんですよ。今聞きよるのは。
- 少林議員 だから、私の文脈見たら絶対要るだろうということはお分かりになりますですよ。
- 原田議長 中野議員。
- 中野議員 開く開かんという話の以前に、鷹野議員が言われるように、開くにしても協議できんでしょうという話があるんで、これはある程度コロナが今すぐってめどがつかんのに、じゃあ、何月にするとかあれとかいう話ではなくて、そのときにもうちちょっと詰めて話をしないと、このままじゃあやりますとか言うてもいつやるか分からん、来年するか、今年するか分からんような話を今ここで協議してもいけんのやないかなというんで、一応、この開くにしても開かないにしても、コロナが収まってめどが立った時点で協議会の中で話をしないと、するとかせんとかいうても、もう協議するそれ自体が協議の内容にならんと思うんで、そこらあたり落ち着いてからやるべきやないかと思えますよ。
- 原田議長 那須議員。
- 那須議員 私もそう思います。ただ、議長は31日までに回答しますということなので、かけたんだろうと、早く回答してあげたいという気持ちは分かりんますが、言われるとおりに、今やったら逆に突っ込まれるような、人を集めたらということがありますので、どうせ年に1回は報告会しますんで、その中のテーマの一つで取り上げるのかどうか、そういうのはまた今後考えていったらいいかと思えますけども、いかがですか。
- 原田議長 山下議員。
- 山下議員 これ報告会は個人的な問題で議会が報告会する、これはもう話にならんような、私は事だと思うので、時期が来て、議会報告会をするほかの条件がそろったら議会報告会を開くという回答でいいんじゃないですか。先ほどコロナの件も出ましたけど、それも踏まえて。そういう回答で私はいいと思います。
- 原田議長 ということで、現在ではちょっと開ける状態ではないということですので、またコロナが収まったときにまた考えるということで、それでよろしいですか。
- 金繁議員。
- 金繁議員 分かりました。1点確認させてください。これは一日も早く確認しておきたいので。私に対する問責の内容をここでどうこう言うことはしません。ただですね、確認させていただきたいのは、問責の一つだった表決、退席したという点なんですけど、2回したと。これ2回とも議長及び議運の委員長の許可を得ています。今後ですね、愛南町議会、委員長や議長の許可を得た場合にも問責される可能性があるのかどうか、それだけ確認させてください。
- 原田議長 山下議員。
- 山下議員 今、金繁議員が許可をしたと言いましたが、これは許可ではない。出る者を止めることができないんです。私は退席しますという方を議長が退席させないということとはできないんで、もう必然的に退席する者は止められないと、それを私は許可したとは違います。
- 原田議長 吉村議員。

- 吉村議員 ちょっとおかしな議論になつとるんですけども、あれ、私も傍聴行っておったですけども、金繁議員、議運の委員長のとときにはこうこうこういう理由で退席のあれを願いますと言うたとき、許可しますいうて自分が発言しとるやろ。議事録読んで、傍聴行つとったんやけん、あのとき。
- 原田議長 山下議員。
- 山下議員 退席はもう止められないんで、それは当然仕方ないでしょう。
- 原田議長 確かに退席を拒否することはどうなのかなという、私もそういう意見ですが。
金繁議員。
- 金繁議員 退席をするときに、私は理由を述べて、理由を述べる前に挙手をしまして、退席の許可を願いますと、その理由はということで許可を頂きました。許可を、本当にこっだけ確実にしておきたいんです。今後、いろんなことがあると思いますが、委員長や議長の許可を頂いた後で問責されるということがあるのは、ちょっと議員として活動に支障がありますので、萎縮してしまいますので、そこだけは合意をしていただけたらと思います。
- 原田議長 山下議員。
- 山下議員 ちょっと今、金繁議員の発言は、退席したことだけ、例えば今回の問責が退席したことだけで問責を出していたんなら、その今言う意見は通るんですが、退席したこと、もう一つあったでしょう、大事な。職員に対するパワハラ、それもあったからですよ。それはちゃんと。
- 原田議長 金繁議員。
- 金繁議員 問責の内容に入ってきてしまったんで、ちょっとここで時間をあまり取りたくないんですけど、その2つ目の理由も理由ないです、推測、推察されるなんかで問責するものではありません。元の話に戻りますけれども、委員長や議長が許可した以上は、やはり後で問責されるということはあってはならないと思います。そこだけ確認させてください。
- 原田議長 中野議員。
- 中野議員 その件に関して、今ここでじゃあ結論出してという話もならないでしょう。事務局のほう、これ法的にどうなのか、あれなのか、そこらあたりも詰めて一回深く議会の中で議論すべきことやと思うんで、次回にしてもらえませんか。それを今ここでやって、晩までやってもそれできますか。結論出ますか。
- 原田議長 今、中野議員がおっしゃったように、これはまた後日、いろいろ県の事務局とも相談しまして、また結論を出したいと思います。
いいですかね。議会報告会の件はそれでいいですかね。
続いて3月定例会について、事務局長ええですか。
事務局長。
- 本多事務局長 3月定例会について説明をさせていただきます。
3月9日、10日は全員協議会で当初予算を審査します。また、全国町村議会議長会主催の正副議長研修会が5月に実施予定のため、議員派遣を1件行います。なお、これはお願いなんですけど、3月9日、10日の全員協議会での予算審査なんですけども、今年はですね、各委員会とか全て反訳をしているところなんですけど、予算審査につきましてはですね、質問事項等も多いので、例年どおり要点筆記での記録をお願いしたいと思っているのですが、よろしいでしょうか。
以上です。
- 原田議長 ということで、よろしいですか。
金繁議員。
- 金繁議員 要点筆記となるのは、予算の審議についてということですよ。
- 原田議長 本多事務局長。
- 本多事務局長 予算の審議といいますか、予算勉強会の全員協議会です。

以上です。

○原田議長 よろしいですか。

続いて3番、令和4年度当初予算について、議会費について説明をお願いします。

本多事務局長。

○本多事務局長 令和4年度の予算について説明をさせていただきます。

令和4年度の議会費の予算は、今年度に比べまして166万円の増額となっています。その主な内容について説明をさせていただきます。

議員研修の講師謝礼として20万1,000円を計上しています。今年度は講師料不要の研修を予定していたため予算計上しておりませんでしたので、全額の増加となります。

なお、令和4年度の視察研修関連の予算の状況ですが、議会活性化特別委員会が設置されたこと、また、2年に一度の全議員を対象とした視察研修に関する予算を計上したことにより、大幅に増加しています。

予算科目で言いますと報償費の事業謝礼、これはマイクロバス等の運転手の謝礼なんですけども、5万5,000円の増、旅費の費用弁償で6万1,000円の増、同じく研修旅費で168万円の増、使用料及び賃借料の車借上料で24万7,000円の増額となっています。

そのほか、委託料の会議録作成業務委託料について、今年度から本会議以外の委員会も全て反訳作業をしていることから、今年度に比べまして86万2,000円の増額計上としています。

同じく委託料の訴訟事務委託料につきましては、今年度1件の訴訟が終了しましたので、200万円から100万円に減額をしております。

その他の予算につきましては、今年度とほぼ同じ内容となっております。

簡単ですが、これで令和4年度の予算の説明とさせていただきます。

○原田議長 予算について、何か質疑ありますか。

金繁議員。

○金繁議員 御苦労さまです。ぜひその内訳を共有させていただきませんか、資料として。

○原田議長 それ、出るんやないですかね。

金繁議員。

○金繁議員 予算書の中には入りますけど、今、事務局長がおっしゃっていただいたところまでは詳しく載らないので、資料として。

○原田議長 載りませんかね。

金繁議員。

○金繁議員 すみません。例えば委員会の研修費、委員会ごとに同額でしょうけれども幾ら幾らずつですとか、そういうところまでは出ないと思うので。

○原田議長 那須議員。

○那須議員 総額で出して予算が通ったら今度それをどれに使うかというの、また後で決めることなので、今回の予算は総額で出すんですよ。予算が通らんのに次の委員会であつてというのは決めれんので。

○原田議長 いいですかね。

金繁議員。

○金繁議員 それでもいいんですけど、大体どのぐらいで出されているかというのも、あらかじめできれば、使うのは私たちなので知っておきたいなと思ひまして、資料としていただければありがたいです。

本多事務局長。

○本多事務局長 ではちょっと今年度との増減を反映したような資料をちょっと作成して、またタブレットに掲示をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

○原田議長 ほかに予算について質問ありませんか。

少林議員。

○少林議員 先ほど、石川議員のほうから謝罪があったのですが、あれは議員に対してでございました、議会というものに対して。署名をされた方々に、つまり町民に対しての謝罪、これは個人情報だけでなく、憲法にも引かかる基本的人権にも引かかる部分があると愛媛新聞にはあります。これに対する謝罪、それからそういう名簿を見せてはいけないことになっているはずなんです、議長の責任というものもあると思うのですが、このままこの後どうされるおつもりでしょうか。

○原田議長 今現段階ではどうのこうのいうのはちょっと……。

吉村議員。

○吉村議員 さっきの最初、当初の質問で関連があったのでしたんですけども、今、少林議員、同僚議員から質問が出ましたけども、これはですね、これ協議会でお茶を濁すような話やないんですよ。何のために我々は自治法にのっとり、条例にのっとり我々は議員という立場でおるんですか。だから個人情報の取扱いをいうて、議長にどう思うとるんかいうて質問したんですよ。これ協議会でお茶を濁すような話やないですよ。

○原田議長 中野議員。

○中野議員 今、山下議員は、議長の権限として石川議員に見せること自体は、それは不適當ではない、問題はないというあれで、そこらあたり僕もよく分らんのですが、本当に法的にそうなのか、議長の権限として大丈夫なのか、そこらあたりも含めて、一回資料も出してもらって、次、そこちょっと詰めて議長には何ら瑕疵がないのか、それともあるのかないのか、今、少林議員から言われると問題があるように言われますし、そこらあたり僕も詳しくないんで、ちょっとそこらあたりも調べていただいて、もうちょっと深く議論すべきことやと思いますし、それが山下議員が言うのが正しいのか、少林議員が言うのが正しいのか、そこらあたりによっても状況も違ってきますし、もうちょっと一回詰めて新たに議論すべきやないかと思いますが、今日この場でといってもできますか、これ。長くなると思いますよ、この議論重ねると。だからそこらあたりもちょっと、法的な部分も含めて議会としての、議長の権限としても含めて、ちょっと資料も調べていただいて、ぜひやったらいいんじゃないですか。それから一般に対する対応とか何とか、取りやすいと思いますし、個人個人で議長に言われてもそれ困る部分もあると思うので、ぜひ、そこらあたり調べて一回やってください。

○原田議長 後日この件に関しては。

吉村議員。

○吉村議員 私、危機感が非常にないと思うんです。もう全ての連鎖でしょう。それまでにコロナコロナと言っていますけども、臨時緊急協議会でも開いてこの取扱いをどうするかいう、そういう部分があつてしかるべきやと、私も住民の人からいろんな話をいただきました。やけど、私から議長に対してこうだこうだ言う立場じゃないということで、今日臨んだんですけども、本来であればもっと素早く危機感を持って対処すべき。だからこそ今まで違法議決やいろんなことがずっと連鎖で来とるやないですか。同じことの繰り返し、行政側にもあったわけでしょう。個人情報を流出したということで。ところが牽制機関の我々もですよ。これ一個人以前に議会としてこれは真摯に真剣に取り上げるべき問題だと思います。

以上です。

○原田議長 はい、分かりました。

ほかに御意見ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 それでは、長時間になりましたけど、以上で全員協議会を終了いたします。

お疲れさまでした。

愛南町議会議長